



當代名流
五十家訪問錄

29
155



心未火
愧所存



之
以
子

之
以
子

阿彌



半善名流法華最末
何等の人此何求の法を掲
らるるを知らざる世と此種
こと此をある時人情世

然則彼文物之類也

實踐坤甲一為象尔之彼

國風也此一知方詩卷一

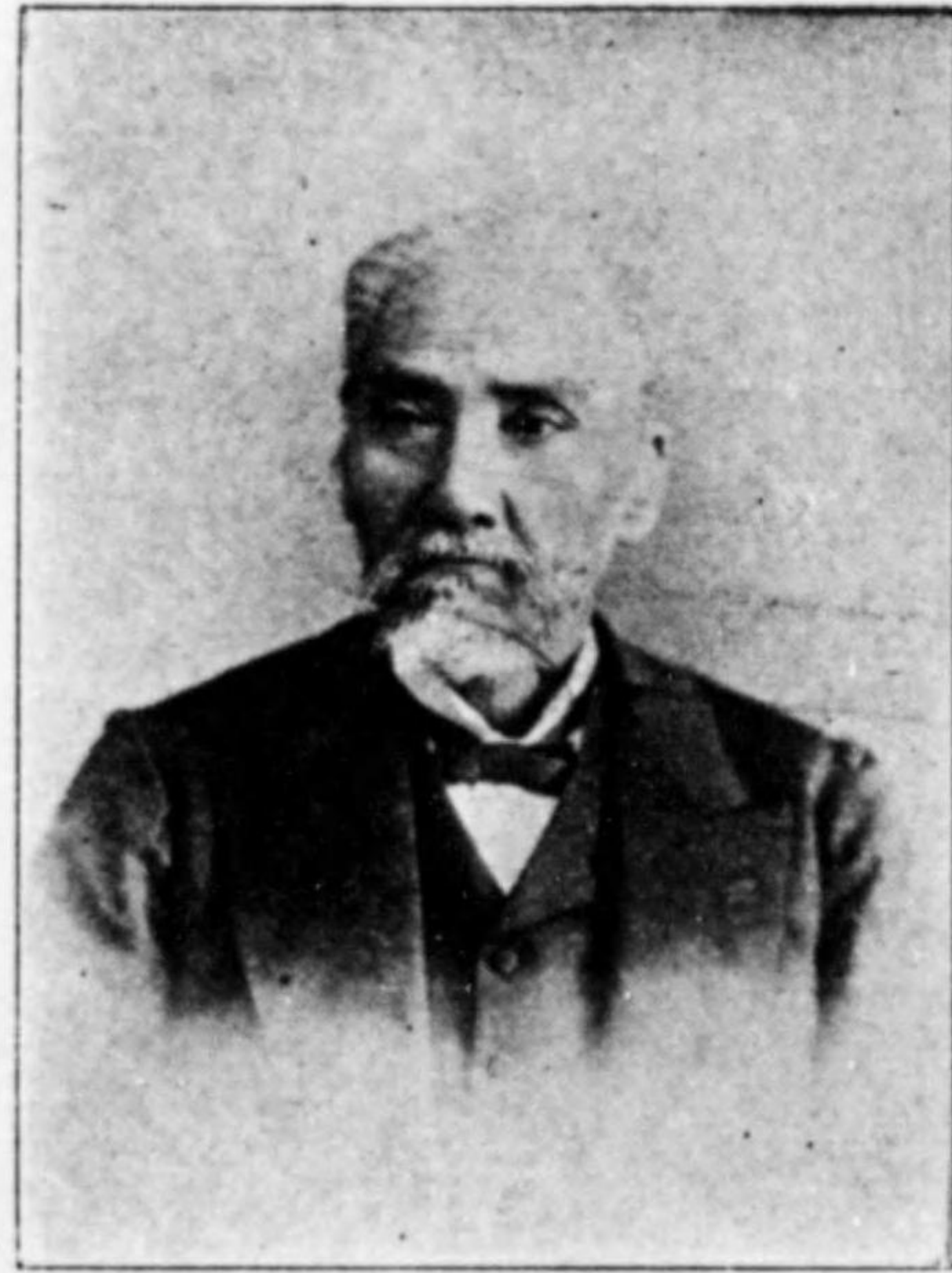
為推案二年一之史

よるに 興味有るに 壯

系讀者尔利 ともるに

群之に 請ひ 集り 上 梓

し 其 志 生 其 利



伯臣種島副



侯巖山大



伯助退垣坂



伯信重隈大

小川一眞製

越方方信

仲秋

坪又整行

研水

忠厚祥



久我通久侯



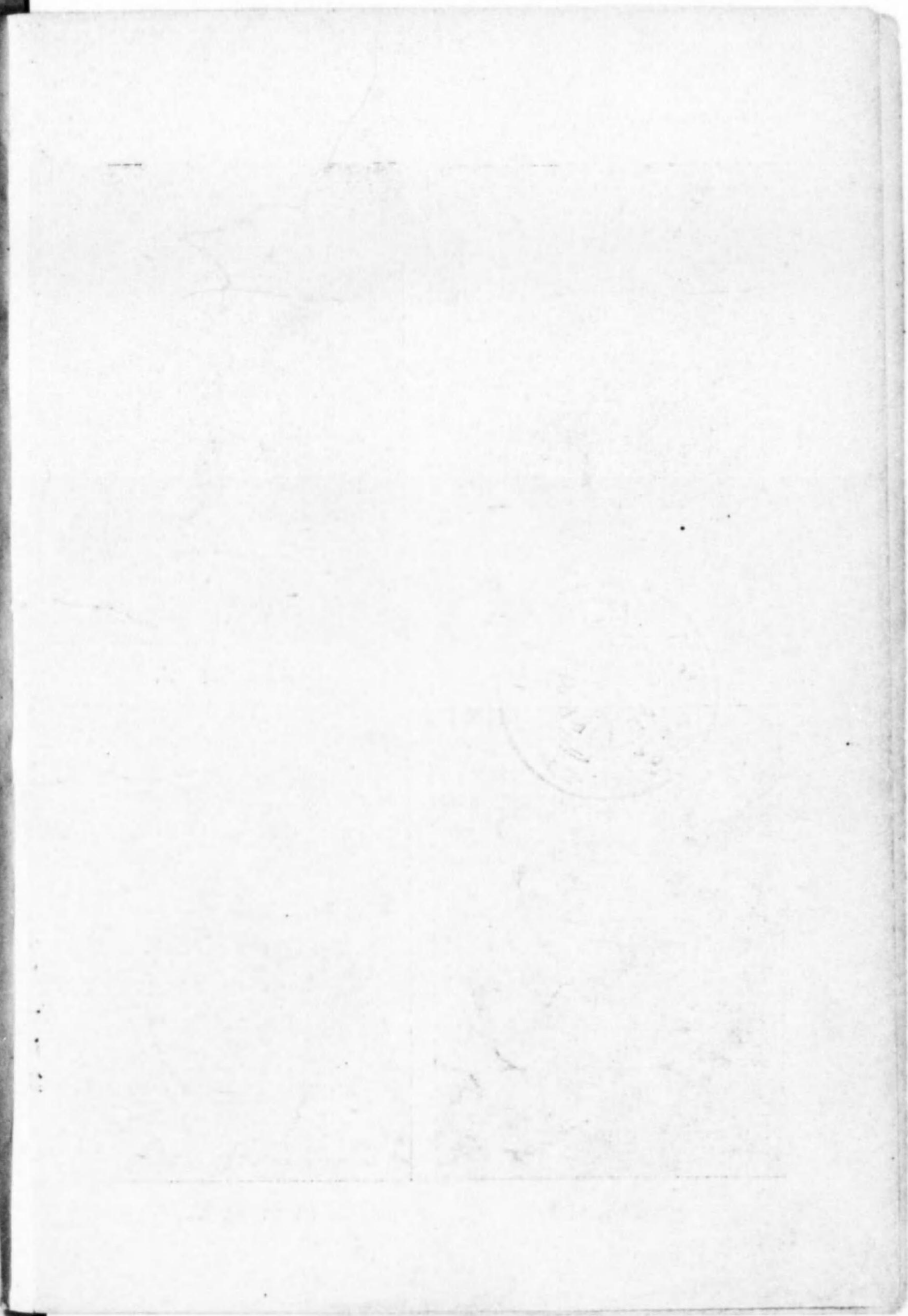
黒田長成侯



芳川顯正子

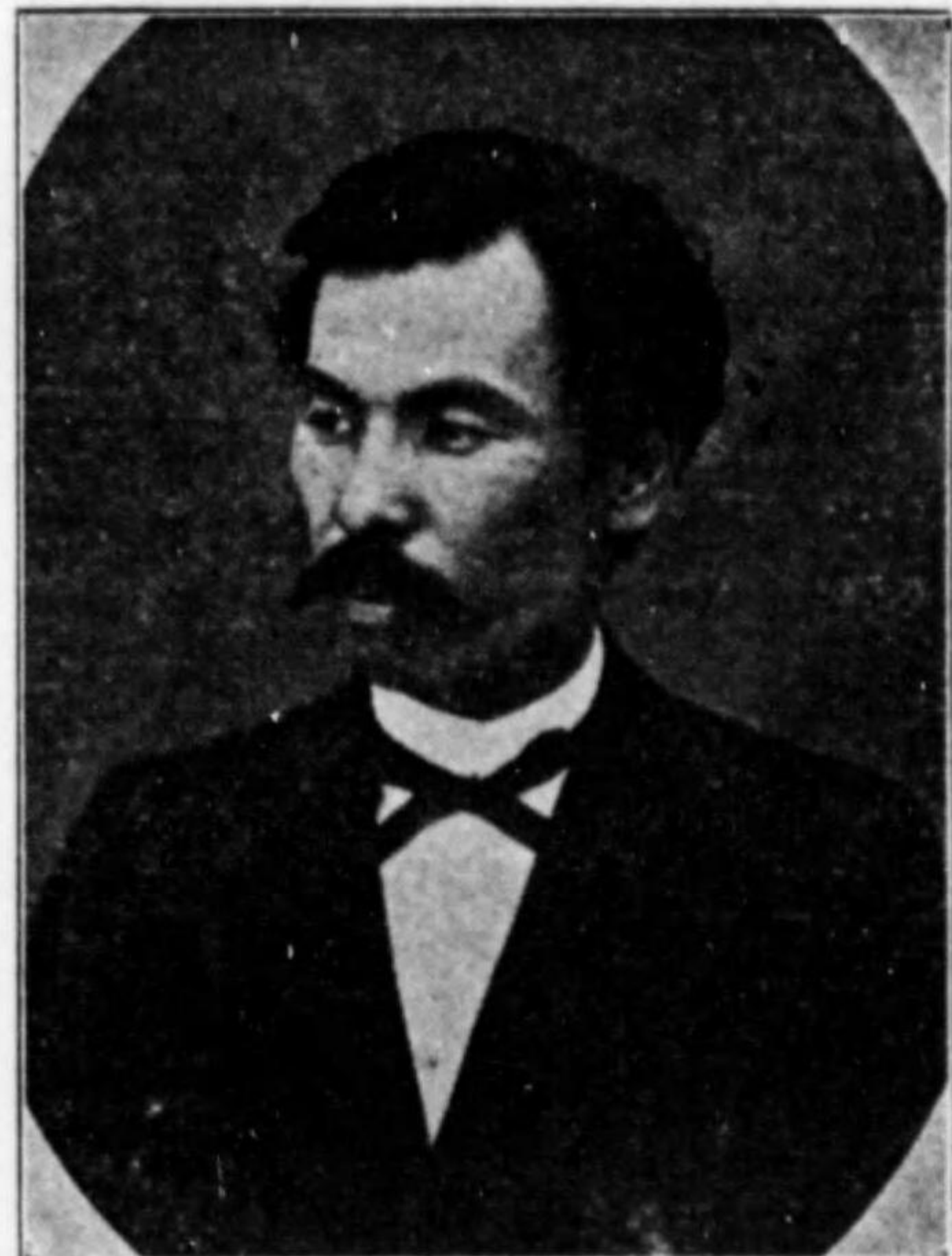


土方久元伯





大木喬任伯



品川彌二郎子



海江田信義子



澁澤榮一君



高島綱之助子



曾我祐準子



渡邊國武子



青木周蔵子



清浦奎吾君



伊東巳代治男



曾福荒助君



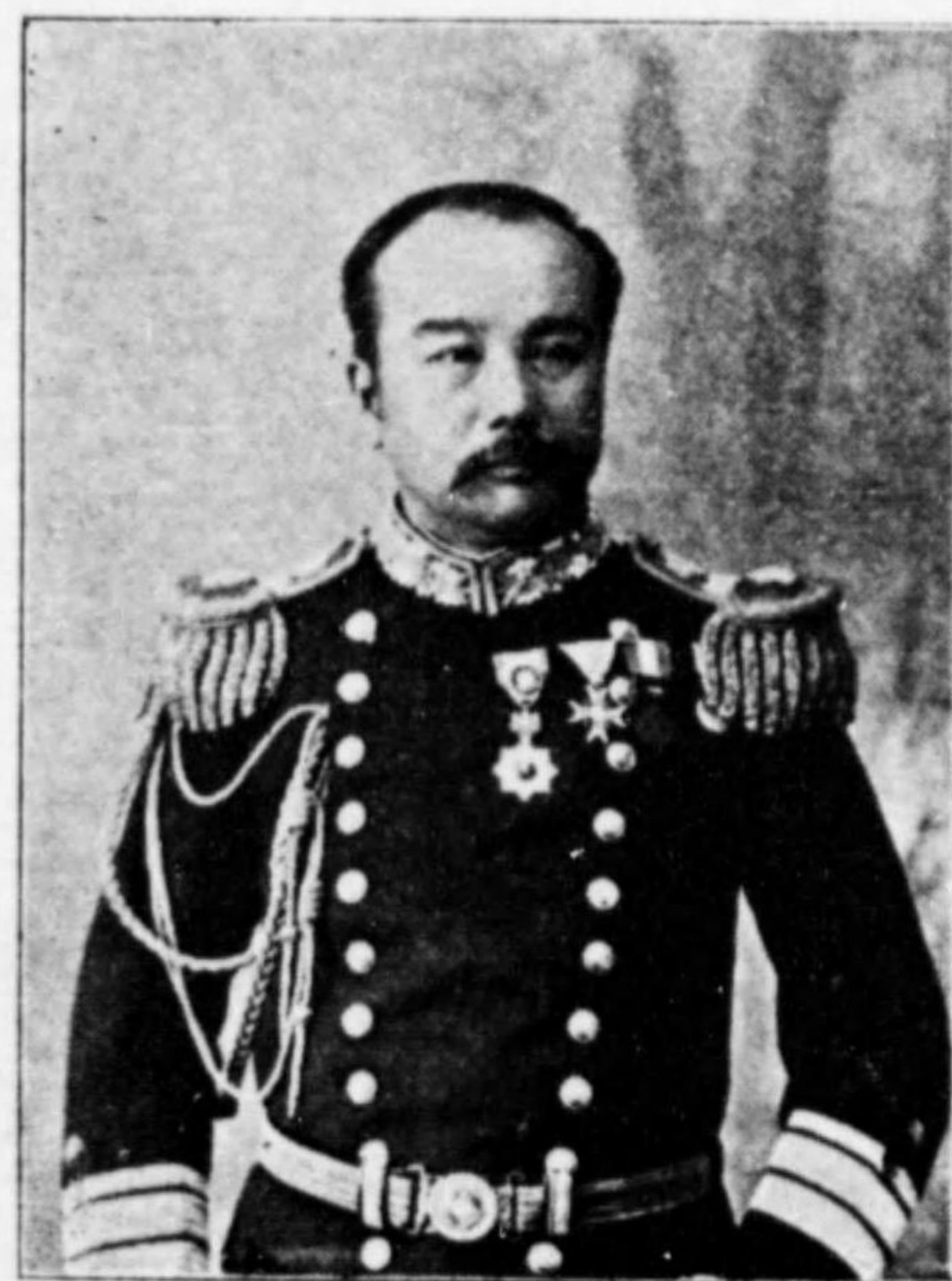
金子堅太郎君



男文尙見立



男應忠黒石



君行兼付肝



君進藤佐

君一正山外



君介圭鳥大

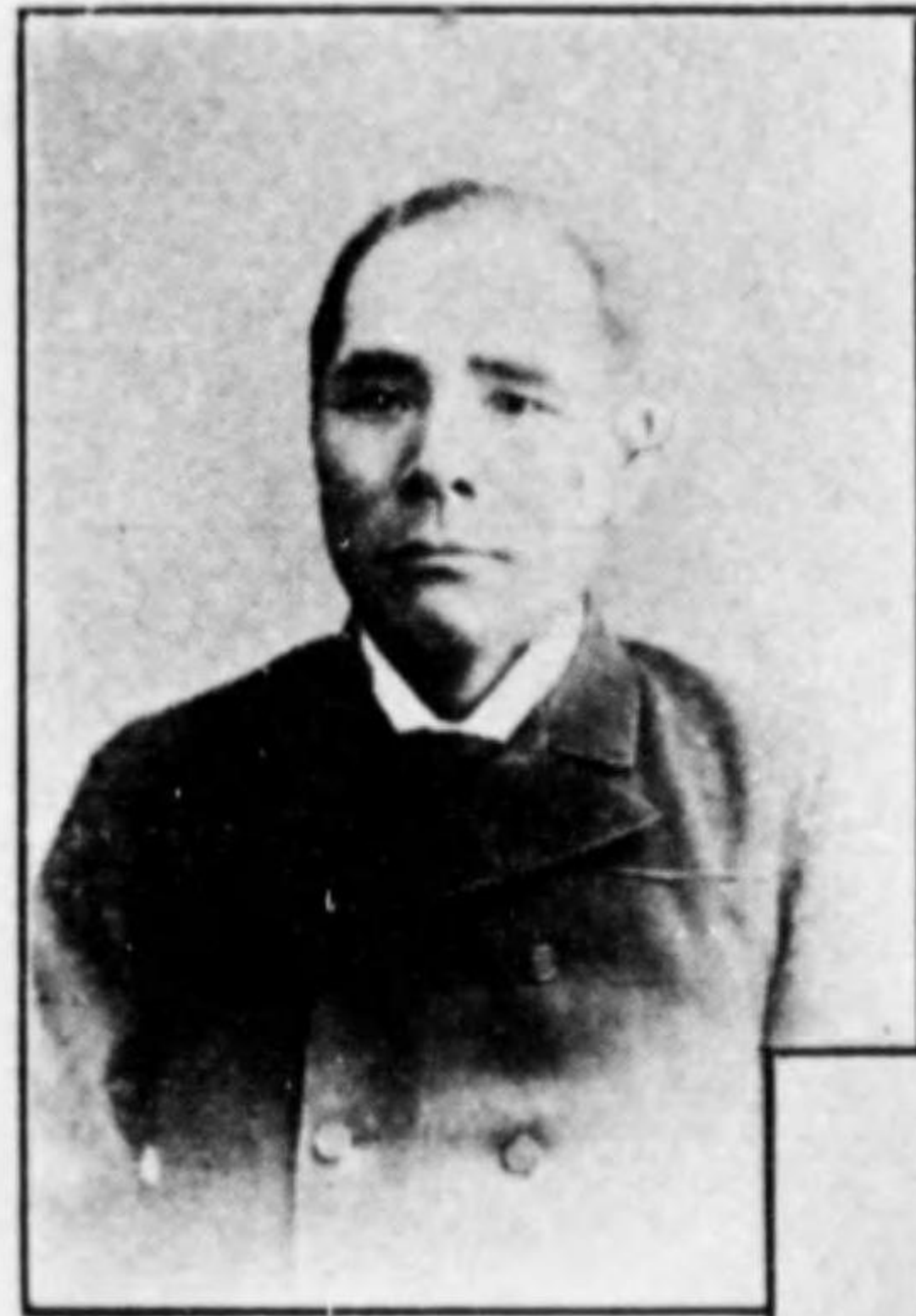


君之弘藤加

君敏時富武

君郎一莊本松

松本重太郎君



大倉喜八郎君



古河市兵衛君



山本達雄君

高島嘉右衛門君

自序

本書は不磨の蓄音器なり、編者が平生朝野諸名流の門に出入し、雅俗各種の談を聴き、筆録したるもの積で數百に上る、中に就き先づ五十家を選び、時代を逐ふて每家各一編を編次したるなり、要は諸名流の談話を書中に蓄へて再び讀者の前に語らんと欲するのみ

本書は有聲の活動寫真なり、各家の邸園、主人の風采、待遇應接の形狀までも之を叙し、且つ寫真肖像をも添へ、以て音容舉止併せ描寫することを期す、

本書はまた近世の活歴史なり、名流の言行録なり、維新

前後、社會大革新の機に乗じ、數しば生死の境に立ち、能く功を樹て名を成し、終に方今の地位に達したる諸名流の正確なる經歷談、奇警なる時事論評、滑稽なる嗜好談等、皆恰も其時に於て其人に接し親しく其の談を聽くが如くなるを期す、
研窮の爲に本書を讀むも可なり、娛樂の爲に本書を讀む亦決して不可ならず、若し夫れ本書に漏れたる他の諸名流の談は、他日之を續編に收めんことを期す、
明治己亥十月

編者識

當代名流 五十家訪問録目次

- 一 戦後の經營
 - 伯爵 大木喬任君の談……一
 - 朝鮮問題||遼東還附||戦後經營||土地處分法||印紙稅||登記料||大臣責任論
- 二 清國償金の處分
 - 山本達雄君の談……一二
 - 英國行は償金處分の爲なり||償金取寄の方法||償金處分と外國貿易の關係||償金取寄と内國通貨の伸縮||償金預け合
- 三 御料鑛山の經濟
 - 和田維四郎君の談……一九
 - 經費を増せば收益を増す事業||收益の多き財産||拂下の方法||競争入札
- 四 書法の話
 - 日下部鳴鶴君の談……二八
 - 西湖々畔磨崖の題字||石に刻する文字||支那人の書に誤字多し||康熙字典は政略上の編纂||他國人には服從義務なし||文字の正否は古篆に據るべし||隸書以後の字體
- 五 全權大使の威信
 - 伯爵 副島種臣君の談……三七
 - 露國皇帝戴冠式||我が參列員||清國參列員

六 鐵道企業の放任主義

經濟社會浮沈の原因||各人皆各自の利害を知る||鐵道と他の工業との差違||總ての企業の危険||事業の良否判別の困難||計畫盡く實行するにあらず||競争線とは何ぞや||改良發達は競争に由る||競争線一切禁止もまた一策||畢竟經濟政策は放任にあり

莊田平五郎君の談……四二

七 明治初年外債募集始末

經濟思想の幼稚||財政の缺乏||外國事情の不明||公債の性質不案内||公債募集の中止運動||第二回の外債||現時の外債募集

前島密君の談……五七

八 上野戦争の昔話

江戸へ出た當座||鐵砲店の開業||彰義隊の呼出し||上野戦争||火急の鐵砲調達

大倉喜八郎君の談……七〇

九 金貨本位の賛成

幣制改革は世界の大勢||幣制改革の好時期||幣制改革の理由||内地の經濟には影響なし||支那貿易にも不利なし||利害は實施の方法如何にあり

武富時敏君の談……八四

一〇 會社重役兼務の弊

兼業は社會幼稚時代にのみ必要||世の進歩と共に兼業の弊害||兼業悔悟の實驗

松本重太郎君の談……九二

二 戊辰夢物語

矢吹秀一君の談……一〇〇

伏見戦死者の建碑||伏見戦争の敗れたる所以||當年の形勢

三 松陰先生遺稿の話

子爵品川彌二郎君の談……一〇五

古の三韓任那と今の朝鮮臺灣||松陰先生と象山先生||思をのぶる歌||かへし歌

三 經濟上の國是

河島醇君の談……一一三

日本古來の經濟政策||歐洲各國の經濟政策||今後日本の採るべき經濟政策

四 五事御誓文起草始末

子爵福岡孝弟君の談……一二〇

更始一新の大號令||施政の大方針||政體書草案||天地神明に誓告||新政の參考書||上下の議事所||議事所の會議法

五 臺灣生蕃の教育

伊澤修二君の談……一三五

熟蕃教育の容易||生蕃教育の困難||生蕃教育の熱心家||生蕃の撫育

六 嗜好と道樂

男爵伊東巳代治君の談……一四一

盆裁||交際||人材登用||就官||品行||地租増加

七 圓滿辭職

男爵石黒忠惠君の談……一五三

二十六年目の辭職||辭職の理由||世間の辭職の四原因||圓滿辭職

六 滑稽小説

滑稽小説の困難 || 政事小説や軍事小説

饗庭 篁村君の談：一六一

一九 膠州灣の占領

膠州灣占領の内情 || 三國同盟は恐るゝに足らず || 日英同盟

尾崎 行雄君の談：一六五

二〇 清國分割の風説

露佛獨の清國分割説 || 我が戦後の經營 || 臺灣土匪の鎮壓 || 臺灣の對外防備

立見 尙文君の談：一六九

二一 豊太閤の功績

豊太閤の事績 || 英雄は國の光輝 || 豊公の人物 || 現時清國の形勢

侯爵 黒田長 成君の談：一七五

二二 露國の遷都

新都と舊都 || 舊都を選したる所以 || 遷都の爲に風俗の變化 || 遷都の功害

男爵 尾崎 三良君の談：一八二

二三 維新の初御東幸の事情

反對論と其の内情 || 伊勢大廟華表の破損 || 進歩主義と保守主義の衝突

子爵 福羽 美静君の談：一八八

二四 米西戦争の批評

學國一致の主義論 || 新世界發見の立脚地 || キュバと日本 || 戦争と商業

金子 堅太郎君の談：一九三

二五 鐵道國有論の批評

鐵道買上は小鐵道を減す || 鐵道買上は金融救済ならず || 一時の利害と百年の大計は異なり || 國有論者の内幕 || 私設線買上よりは官設線の速成を望む

子爵 曾我 祐準君の談：一九八

二六 政黨合同と地租増徴

在野黨の合同 || 政黨組織の風説 || 兎に角政界の一新歩 || 地租増徴の必要 || 地租増徴案通過の困難 || 憲法中止論の無稽

子爵 高島 鞆之助君の談：二〇五

二七 外交の經歷談

外資移入 || 外交の經歷 || 民法親族編及相續編 || 各國の特質 || 東洋の長所 || 自治制

子爵 青木 周藏君の談：二一四

二八 臺灣の海岸

臺灣の沿岸 || 基隆港 || 淡水港 || 南部の港灣 || 安平港 || 紅頭嶼

肝付 兼行君の談：二二五

二九 政黨の過去未來

三十八年前の立憲政論 || 現時の政黨内閣 || 未來の政黨内閣

文學博士 加藤 弘之君の談：二三三

三〇 青山閑話

支那の誘導 || 米西戦争 || 露國の兵備節減提議

侯爵 大 山 巖君の談：二三九

三一 裁判權と司法官

掛冠中の閑日月 || 老朽判事の淘汰 || 拔擢進叙の必要 || 高野孟矩事件 || 非職命令は

子爵 芳川 顯正君の談：二四九

- 三 大權の發動||司法省廢止論||近作の詩
- 三 裁判官の淘汰 富永冬樹君の談：二六〇
鹿の子判事||吞込判事||古手判事の洗濯||洗濯の玉石混淆||淘汰後の選任
- 三 政黨と貴族院議員 松岡康毅君の談：二六五
日本の政黨の缺點||余は政黨に加盟の要なし||政黨員獵官の大變
- 三 長州藩の内亂 伯爵 土方久元君の談：二七一
長州藩の内外多事||藩内に俗論黨起る||山口から萩への使者||俗論黨の取次と談判||使者の口上||正義黨の山口出發||五郷の九州渡航と藩論の一定
- 三 孔子と易 高島嘉右衛門君の談：二八二
孔子も相場をやつたらしい||道の行はれざる嘆息||道とは何ぞや||仁義禮智信の解釋||道理の解釋||易の由來||天命とは何ぞや||神に通ずることは唯だ至誠のみ
- 三 西郷隆盛 子爵 海江田信義君の談：二九七
世の西郷傳の誤謬||西郷と藤田東湖||西郷と橋本左内||西郷と平野次郎||西郷と吉田松陰
- 三 チヨン鬚の説 古河市兵衛君の談：三一三

- 三 無用なる眞似は嫌ひ||チヨン鬚は日本魂の保存||立志の要素は運鈍根||外観の保守實行の急進
- 三 醫者と日本文明との關係 醫學博士佐藤進君の談：三二一
醫者と日本の文明||最初の獨逸留學生||佐藤泰然の卓見||維新前外國留學の困難||現時の留學者の無氣力||尊外卑内の變習
- 三 慈善の話 澁澤榮一君の談：三二九
重要な社會問題||慈善といふ意味||社會上の利害||社會經濟上慈善の必要||外國人の慈善事業||東京府養育院の創立||感化部設立の必要||人類幸福の不平等救治
- 四 普通教育と實業教育 曾禰荒助君の談：三四〇
學生過勞の弊||實業教育の奨励||巴里の大博覽會利用||殊に老人に見せし
- 四 大日本佛教徒同盟 侯爵 久我通久君の談：三四七
社會道德の頹敗||佛教に頼る道德心の涵養||佛教は道德心鼓舞の最良方便||耶穌教の蔓延憂ふるに足らず
- 四 世襲財産論 伯爵 日野資秀君の談：三五六

世人の誤解||經濟上から見たる世襲財産||社會上より見たる世襲財産||畢竟世襲財産は華族の保護

三 大學及高等學校の増設 文學博士外山正一君の談：三六一

私に高等學校を設立せよ||東北及北陸にも大學を設くべし||國家に必要な人物は皆大學出身なり||各府縣の人口と大學在學者の比例||東北に人物少きは教育を疎にするに因る||東北は大學設立の資力に窮せず||外國の大學配置の實況||日本の學校不足

四 謠曲の話 子爵 渡邊國武君の談：三七一

謠曲の趣味||謠曲の文句||文體變化の實例||事實と文句と調子との調和

五 我國寫眞術實施の始 大鳥圭介君の談：三八〇

始めて西洋の醫學を修む||和蘭の化學書を読む||應用化學に依りて寫眞術實驗||古今寫眞術の差違

六 新派の俳諧 老鼠堂永機宗匠の談：三八九

隱士の棲家||新派は最舊派||俳諧の行ひ||利休の落し穴

七 新月國 清浦奎吾君の談：三九六

土耳其の國情||恢復の望あり

八 官設鐵道の話 松本莊一郎君の談：四〇二

第一期線の竣工期||北陸線の延長||鐵道と公債||營業の景況||畢竟經費不足

九 條約改正の話 伯爵 大隈重信君の談：四一四

條約改正の功業||時運の進化||少數人の力にあらず||事業進行の機會||自己の經歷||國運の進歩

十 東京市街鐵道の話 板垣退助君の談：四二五

附 錄

一 渡邊國武論 坪谷善四郎：四三七

二 華甲の三傑 同：四四四

長與專齊君||安田善次郎君||大倉喜八郎君

三 北越の兩先輩を弔す 同：四五二

海軍少將野村貞君||陸軍大佐三間正弘君

當代名流 五十家訪問録

坪谷善四郎 編

一 戦後の經營

伯爵 大木喬任君の談

久しく明治政府の柱石として、司法文部の各省に長と爲り、後に樞密院議長と爲り、病を以て退隱せられたる大木伯、本邸は東京芝罘手町にして、別邸は沼津と鎌倉とにあり、近來病を養ふが爲に、數しは本邸と別墅との間を往來す、明治二十八年八月、伯を東京の本邸に訪ふ、西洋館の建築、壯麗目を驚かすなきも、構造の堅牢は輪奐として以て模範と爲すに足る、延れて應接室に入れば、圓顔豐頬にして眼光人を射

るの伯は、肥えたる體を肘懸椅子に寄せて、葉捲烟艸を指頭に燻らしつゝ、極めて穩かなる口調を以て、徐ろに時事の諸問題に對する意見を語らる、談は先づ

朝 鮮 問 題

より始まる、『朝鮮は近來井上伯が往つて、あの通り頻りに力を盡して居らるゝが、ドウも内閣は頻りに代る、國民の中には見識ある者は無く、勢ひに附て方針が一日一日に變るといふのだから、迎も將來獨立の出来る國でない、あの國の問題には、私は古くから關係が深い、維新の初、一番早く征韓論を唱へ出したのは、恐らくは私であろう、其時其事を木戸(孝允)に話すと、木戸も熱心に之に同意であつた、其頃の征韓論は、實は侵略主義の精神であつた、其後内閣で征韓論の起つたときにも、征韓の必要があつたのでは無くて、西郷(隆盛)が自分

で朝鮮に使ひに行て、朝鮮人の爲に殺されて、それを出兵の口實にしやうと主張したのだが、私は其時の西郷の意見には同意しなかつた、明治の初年ならば、侵略主義でも或は出来たろうと思ふが、西郷が唱へた頃は、最早侵略などは出来る望が無かつた、近年になつて世間ではまだ頻りに朝鮮獨立扶植論を唱へるけれども、私は到底獨立の出来る國でないと思ふ、然らば如何するかと云ふに、列國の力で、共同保護國とする外は無い、歐羅巴の瑞西などの様に、小弱の國でも、各國皆其國に對しては決して手を下さぬことを誓ふて、列國權力の平衡を維持するのだ、』説て此に至つて談は

遼 東 還 附

の件に移る『世界の權力平衡を保つ爲には、各國とも斷へず力を盡し、數しば他國の運動を妨げるので、獨逸と佛蘭西が露西亞と同盟して、

我國に遼東還附を申込んで來たのも、全たく之れが爲だ、今は弱肉強食の世の中ではあるが、文明の進歩と共に、理論もまた進歩して、世界のバランスを保つことは、理論の方が最も強い、であるから、日本が遼東半島を有つのは、東洋永遠の平和を保つ所以でないといふ理論で、其還附を我國に勧めた以上は、他日他の國がまた之を有らうとするときには、此等の國は同じ理由で之を拒まなければなるまい、また獨佛の二國もソウ云ふ先例を作る爲に、同盟して露西亞と共に干涉を申込なのであらう、あの事は我國でも一旦大詔を以て還附と決定せられたる上は、最早速かに還さねばなるまい、これはドウも餘儀ない事情であるが、私は之を禍とばかりは思はない、禍を變じて福とする道を求めたならば、必ずしも其の方法が無いでもあるまい、則ち還附と定まつたからは、支那に對して十分の條件を附けて、遼東の民心を

安んぜしむる様にして、潔く還すがよい、偕て其の還附した後になつて、何國でも支那へ手を出すものがあつたらば、其時こそは東洋永遠の平和を理由として、之に故障を申込まなければならん、今は何でも先手と爲る事を考へる外は無い、油断して後手と爲らぬ様にするが肝要である、此時伯は數回起て厠に赴かれ、『ドウも無調法な話だが、肝門の痛むのが痼疾で、數しば便所へ行かねばならぬには困る、シカシ貴君は氣にせずに、緩くり話し給へ、まだ御話することも澤山ある』と注意せられ、更に席に復して後

戦 後 經 營

の談を以て續けらる『戦後の經營は、第一に國を富ますの外は無い、それには工業の奨励も必要である、航海業の奨励も必要である、然れども國家永遠の利を興すには、私は土地處分の事が甚だ必要であると

思ふ、今日日本の土地を見るに、最も良い土地は最も好く開けて、耕作しられて居るが、其次に位する土地は秣場や共同民有地と爲て、未だ開拓しられない、また其次の土地になると、荒蕪地乃ち官有地と爲て居る、今其の官有地を民有地に引直して開拓したならば、莫大な利益が興る、假りに朽木縣下の一例で言ふても、凡三百万の人口を養ふに足るといふことである、私は内閣に居る時に地租改正に反対し、地價修正に反対し、また官有地開拓の奨励にも反対して、其様な事は見識に比しいと言ふたことがある、何故といふに其の根本の制が間違つて居るからである、私の

土地處分法

に關する意見は、曾て民部省に居たとき、太政官に建言しやうと思ふて、其時屬僚であつた細川潤二郎に起艸させたことがあるが、其時細

川は私の説を聞いて怪しんで、それは何人の説かと言ふから、余が師の説だと答へると、師とは古賀侗庵先生か精里先生かと問ひ返す故、イヤ秦の商鞅の説だ、と答へたことがある、乃ち私は商鞅の精神を實行しやうと思ふたのだ、商鞅の事業は、史記に委しくあるが、其の精神といふのは、井田全廢の方法だ、秦の井田法には代田と易田と云ふがあつて、地味の良い土地を割り當てられた者は、それだけの土地を耕やして居れば十分であるが、若し不幸にして下等の土地を割り當てられた者は、毎年同一の地力を利用する譯にいかぬ、そこでまた他の土地をも耕作して、交はる々々土地を休ませねばならぬ、故に下等の土地を耕やす者は、代田といふて、二所か三所の土地を持たねばならぬ爲に遊んで居る田が多くて、實際の収入が少なかつたのだ、そこで商鞅が秦に入りて政治の衝に當ると、先づ其の井田の法を廢し、遊田を

止め、何れの田も毎年必らず耕作させて、今まで下等の地で一年か二年づゝ遊ばせた所も、澤山肥料をやつて、皆な耕作させた、其の肥料の中には、灰などは最も有効の物であるから、理由なく道路に灰を棄てた者は嚴刑に處した、當時秦は國が廣くて人が少ないもんだから、三秦地方の民を招きて耕作させ、人口を増し、國富を進むることに力を盡した、後に秦の富強他の六國を壓倒する様になつたのは、商鞅の此の方法に胚胎して居る、だから私が全國の共同民有地の處分には、此の商鞅の政策に則とる積りなのだ、伯は更に戦後の國費を支ふる一財源として

印 紙 税

を起すべき意見を語つて曰く『日本も支那に勝つて世界に名を揚げた代りに、列國の猜忌を受けることが強くなつたから、軍備を始め、總

ての事業を擴張する經費が増して、随つて新たに税源を求めなければならぬことは勿論であるが、其税源の一として、私は印紙税を課すべしといふ説を持って居る、此の税は、まだ日本では餘り人が注意しないけれども、凡そ租税は納税者が苦痛を感ずること少なくして、政府では取り易いものが宜いのだ、印紙税などはその部類だ、其の課税の方は、現行印紙規則に、タツタ四字追加すれば宜しい、それは諸願及届といふ四字だ、ソウすると今日役所へ差出す所の旅行届や病氣届、其外總ての願書や届書には、一々印紙を貼るのであるから、其類は随分多くの額と爲るのだ、然るに之を貼るときは、僅かに一錢か二錢かのことだから、誰も苦痛とは思はぬ、是れが一時にドカリと纏めて取るから見ると、取立が樂で、苦痛が少くて、それで収入が相應にあるのだ

登 記 料

なども今少しく増してよい、中には登記料を以て政府の収入の爲では無く、人民の財産権の正確を保證する爲に取る手数料だと云ふ者もあるが、私は之を一種の國家の収入であつて、兼ねて人民の財産権を保護する方法だと思ふて居る、斯様に國家の収入の爲にするものとするならば、土地家屋などを買ふ程の者に對しては、最う少し多く取ても差支は無いのだ、』終りに臨んで談は遼東還附の

大 臣 責 任 論

に移る、伯曰く『假令今日兎角の論がないとしても、後世の歴史家は必ず公平の斷案を下すであらう、諸葛孔明は街亭の一敗の爲に、主將の責任を明かにして、涙を揮つて馬謖を斬て、また自分も咎を引き丞相を降りて自ら謝し、後日功を樹て、過を償ふた、日本は今日最も大

切の時であるから、官民ともに互に胸襟を披き、功は功、過は過として、共に國家の爲に盡瘁しなければならぬ、人間は四五十年で死ぬけれども國家は千万歳まで生存しなければならぬものだから、と、談未だ盡きざるも、伯の病體を勞するの長きを恐れて辭す、

(明治二十八年八月)

大木伯は舊佐賀藩士、舊名民平、同藩士江藤新平、古賀一平と共に三平と稱せられ、秀才の名あり、天保三年三月に生れ、同藩士副島種臣伯より三歳少く、大隈重信伯よりは七歳長し、三伯並び立て久しく郷黨の牛耳を執る、今茲己亥九月二十六日、伯は他の二伯に先んじて長逝す、舊稿を輯するに臨みて哀悼の感殊に深し、

三十二年十月二日伯葬儀の日編者再び識す

二 清國償金の處分

山本達雄君の談

日本銀行營業局長山本達雄君、清國より受取りたる償金處分の爲に、將に歐洲に出張せんとす、發するの前數日、君の麴町區番町なる邸を訪ふて、將來償金處分に關する大躰の方針を質す、當時訪客門前に廣集し、君は最も多忙の間に於て、特に暫時面會の時間を與へて、略ぼ余が聞かんとする所を語られたるは、深く感謝する所なり、其の談話の要に曰く、

英國行は償金處分の爲なり

『イヤ大きに御待たせ申しました、左様です、モウ出發が近寄つて、あの通り種々な用の人が尋ねて來られるから、ツイ失敬しました、御尋

ねの通り今回の歐羅巴行は、償金の處分に往くのでス、償金を受取りまして、英蘭銀行に預けてから、まだ日は浅いが、あの爲に世界の經濟社會に對する日本の信用と云ふものは大いに増したに相違ない、然れども此れは諸外國で唯だ日本が得た償金を信用するだけで、未だ日本といふ國を信用するの無、でスから若し彼の償金を皆取り寄せて仕舞へば、世界の經濟界に對する日本の信用は、舊來に比べたならば、幾らも増しはしまいと思ふのだ、因て今日に於てあの償金を利用し、永く日本の信用を世界の上に高くしなければならぬ、我々が今度歐羅巴へ往くのは、主としてそれに関する用向を帯びて居るのでス、ですから多分あちらの滞在に四五ヶ月もかゝつて、歸朝は先づ來年の二三月頃でせう』

償 金 取 寄 の 方 法

『償金は早晚取寄せなければなりません、サテ其の取寄せる方法は如何致せば宜いか、此事に就ては我々も大に苦心して居ます、倫敦は世界金融の中心市場であるが、一時に多くの金銀塊を動かそうとすれば、矢張り忽ち金銀の價を動揺して、利を見るに敏捷なる所の彼國商賣人は、早くも日本の償金取寄を豫想し、其の取寄せんとする金又は銀を買占めて、高價に賣附けようとする、其所を旨まく切りぬけて、銀を取り寄せる様に見せて金を取り、金を取寄せる様に見せて銀を買ひ、または各國の市場を通觀して、直の廉い爲替などを買ひ、臨機應變の懸引をして、最早今日までに大分償金を取寄せたが、手品の種を見露はされぬ所に妙味があるのでス』

償金處分と外國貿易の關係

『今年は一月から四月迄の外國貿易を見ると、商品は毎月輸入超過で、

其累計が最早一千五百万圓に近い、斯様に商品は輸入超過であるが、正貨は少しも流出しないで、日本銀行の正貨準備は、日々に増して居る、是れは甚だ可笑しい様だが、全く償金を取寄せて居るからなのデス、此後も矢張りソーデス、市場の形勢を見て、緩急は時の宜きに應じ、漸次に償金を取寄せるのデスから、其の方法と時期とは豫しめ明言する譯にはいきません、』

償金取寄と内國通貨の伸縮

『兎に角受取た償金は、次第に之を取寄せて居る、然らばそれが爲に將來内國の金融に及ぼす影響は如何かと云ふに、別段急劇の變動は決して起させぬ様に、當局者は大に注意して居ります、デスから方今發行して居る所の制限外兌換券なども、最早數日の中には無くして仕舞ひませうが、それは唯だ利附兌換券を普通の正貨準備兌換券に換へる

だけで、通貨の流通額には少しも影響させませぬ、方今兌換券の流通額は、一億四千万圓ばかりで、昨年と同時に比べると、二千万圓計り増して居る、從來此の如く兌換券の多く發行せられたことは未だ曾てありませんが、是れは我國の經濟界が、膨脹した爲に、自然の必要に促かされたのでス、乃ち方今我が通貨の流通區域は、新たに臺灣、朝鮮、威海衛等に廣まつて、此等の各地に流通して居るものが、少くも一千五六百万圓はある、そうすれば昨年に比べて流通額が二千万圓増しても、餘り多いとは言はれぬ、若しも此の流通額の幾部分を引上げて、減らしたならば、忽ち通貨不足の爲に、物價を下落し、昨年以來折角發達しかゝつた新事業が、忽ち沮喪するに相違ない、それだから制限外兌換券は不日回収して仕舞ふけれども、全體の通貨は少しも減少させぬ積りでス』

償 金 預 け 合

『抑も制限外兌換券は、償金特別會計法によつて預合を實行すれば、疾くに回収して仕舞のであつたが、未だ預合を實行しなかつたから、今日まで流通して居たのでス、然るに此償金預合は、近日中に實行し、それが爲に政府は償金の中五千万圓の金地金を一朱利にて日本銀行へ貸し、日本銀行はまた其金地金を正貨準備として、五千万圓の兌換券を發行して、之れを二朱利で政府へ貸上げ、政府は其の金を以て、曩に日本銀行から借り上げたる軍事費一時借入金償却せざる分が、方今まだ凡そ四千万圓ばかり残つて居るのを償却し、日本銀行はまた其の償却金によりて、現今流通して居る制限外兌換券を悉皆回収して仕舞ふ積りなのだ、デスから其の時には、日本銀行の正貨準備兌換券五千万圓ばかりを増して、他に制限外兌換券の方今發行せられて居る分

が二千七百万圓ばかりあるから、それを残らず回収して仕舞ふた上に、現在の保證準備兌換券も減縮するやうになりませう、ソウなると、全體の上では兌換券流通額に變更がなくて、兌換準備は前に比べると遙かに安全になるのでス』

以上は君の談話の要を摘みて記したるなり、其後數日にして、果して償金預け合は實行せられ、軍事費借上金は償却せられ、制限外兌換券は絶無と爲り、正貨準備は五千五百八十万圓より一躍して一億圓以上と爲り、保證準備は九千二百七十万圓より五千二百七十万圓に減じ、君の語らるゝ所盡とく事實と爲て發表せらるゝに至りたりき、

(明治二十九年五月)

三 御料鑛山の經濟

和田維四郎君の談

明治二十九年の夏に至り、帝室御料なりし佐渡と生野の鑛山及び大阪製鍊所を併せて民間に拂下げられんとする議起り、之に關して世間に兎角の物議あり、而して拂下の理由は、鑛山及製鍊所の如きは、御料の財産として經營するに適せず、之が維持を欲するには、人民に拂下くるに如かず、

第一 從來の純益は常に豫期する所より少なし

第二 事業の性質安全ならず

第三 収益を増すには民間の鑛業者と競争せざる可らず

と云ふにあり、御料局長岩村通俊氏此事を奏請するや、宮内省鑛山事

務取扱和田維四郎、同技師渡邊渡、同中澤岩太の三氏は、意見書を御料局長に呈し、奏請中の經濟に關する理由は、事實と相違する所ある故、之を削除せられんことを求めたりと傳ふ、而して從來御料鑛山によりて衣食したる佐渡島の人民は、委員を上京せしめて御料局長に對し其の中止を請ふや、局長は、拂下の主唱者は和田維四郎氏なりと答へたるも、和田君は然らずと稱し、御料鑛山拂下可否の問題は、一齊に和田君の身邊に注ぐ、君は前に農商務省鑛山局長として最も此道に精通し、また現に生野鑛山及大阪製鍊所の主任なるが上に、宮内省鑛業事務取扱の任にあり、其の關係の密接なる、世人の君に對して意見を聞かんとするは固より宜べなり、因りて君の東京牛込市夕谷佐内町の邸を訪ふこと數次にして、具さに其の意見を聞けり、其後拂下は終に御裁可ありしと雖も、當時君の抱持したる意見は、永く後世に關係を

有す、以下に記するもの乃ち是なり、

經費を増せば收益を増す事業

『私が生野鑛山と大阪製鍊所主任の囑託を受たのは、今年一月の初であつた、當時私は兩地に出張して、細かに事業の實況を視て、歸京してから、兩所の收益を増すには、更に興業費を注入しなければならぬといふ意見を御料局長に述べた、其の時局長は、興業費を増さないで何とか収入を増す方法は無いかといふ話であつたが、私は迎も他に方法はないと信じたから、若し此後興業費を注ぎ込むことが出来ぬければ、賣て仕舞ふ外はありません、今日の儘で有て居ては唯だ荒れ果てるばかりだと言ふた、私の意見は全く興業費を増して改良工事を施こし、それで収益を増さうと思ふのであつた、でスから當時の報告書や、其後度々出した意見書には、詳かに其事を書いて置いた、畢竟生野

鑛山も大阪製鍊所も、今日の儘にして置ても、毫も利益が無いといふ
 では無い、之に佐渡を合せると、現に毎年平均八分三厘の収益がある、
 それに今又相當の興業費を増さうと云ふのは、此上更に利益を増さう
 と思ふからである、鑛業の中で、經費を増せば収益の増すのは、餘程
 有望なのだ、若しも最早經費を増す必要の無い所は、最早前途に見込
 の無いのだ、私は生野大阪は將來に大に望を屬して居る爲に、經費を
 増さうと思ふのである、けれども其の經費を増すことが出来ぬとあれ
 ば、丁度壯い者に食物をやるのが厭やだからといふて、腹を減らさせ
 て、そうして働らけといふ様なものだ、ソウするならば寧ろ此道に經
 験ある大資本家に拂下げて、鑛山の餓死を救ふ方が宜からうと言ふた
 のだ、ですから私の眞の意見は、拂下でなく、改良にあるのだ、』

收 利 多 き 財 産

『私は當時宮内省の純然たる官吏で無いから、十分拂下の當否を争ふ
 べき位地には居らぬ、故に拂下に就ては未だ可いとも不可いとも明言
 はせぬ、が、今日までの御料鑛業は、收支が償はぬとか、または豫期
 の収入が無いとか云ふことは、其事技師の面目に關係するから、事實
 は明白にして置かねばならぬ、乃ち實際收支が償はぬのでは無い、現
 に佐渡生野の二鑛山と大阪製鍊所の収益を平均すると、毎年八分三厘
 の収益があることが確かだ、また豫算よりも収入が減つたに就ても明白
 な事情があるから、其事を言ふて、將來經費を増せば、収益も必ず増
 すことを陳たのは、技師の本分として黙つて居る譯にいかぬからだ、
 此れだけの事を述べて置て、其上で尙ほ鑛業は皇室財産に不適當であ
 るから、拂下ぐべきか如何かと云ふ様な事は、ソレハ皇室經濟會議で
 定めることで、我々門外漢の喙を容るゝことの出来ないのだ、でスカ

ら鑛業の性質が帝室御財産に適當であるか否やといふことは、私は何も言はぬ、然れども二鑛山一製鍊所は、帝室御財産として經濟上の損益は如何かといはれ、私は確かに有利の事業だといふ事を明言致しませんが、平均八分三厘の利益あることが、何よりの證據だ、シカシ最早拂下に決し上は何も言ふことは無いと思ふ、』

拂下の方法

『實に拂下の可否には賛否を明言は致さぬが、拂下と定つた上で、其の拂下の方法に就て、世間では二鑛山一製鍊所を一括して、無ければ拂下を許さぬといふのを非難するけれども、私は其方法を賛成し、區別して拂下るを不可いと信じて居ます、若しも唯だ高くさへ拂下れば宜いとならば、別々に口を分けて拂下るが宜かろう、何となればそうするときには小資本家も手を出して、競争の區域が廣くなつて、随つて

高價に賣ることが出来るであらう、然れども彼の鑛業を維持し、且つ改良しやうと云ふには、經驗に富む所の大資本家で無れば出来ません、經驗の無い小資本家がやつたらば、それこそ改良などは毫も加へないで、唯だ目前の小利ばかり貪るから、終に事業を荒らして仕舞ふ、況して製鍊所は、全國中唯だ大阪にあるばかりだ、佐渡の金鑛も、生野の銀鑛も、其他各地民有の鑛山も、其の鑛物は皆大阪に送つて製鍊するのだから、二鑛山一製鍊所は所在地こそ別だけれども皆密接の關係を有て居る、然るに若し之を別々の人に拂下げたならば、終には佐渡にも生野にも製鍊所を設けねばならぬ必要が生じて、事業をやる者が益ます維持の困難を感ずるであらう、ですから苟も拂下に決した上は、私は世間の非難に反對して、一括拂下が可いと思ひます、』

競争入札

『一括拂下とするときは、小資本家が手が出されぬから、岩崎、三井、住友などの二三氏の間で拂下るに定まつて居て、名は競争入札でも、實は指名入札と同じい、で其の間に私曲が行はれるだろうと心配する者もあるが、方今我國で鑛業に經驗のある大資本は、決して此等の數氏だけに止らぬ、私はまだ他にも多くあると思ふ、随つて前に言ふ所の數氏が、壟斷の利を私する様なことは、万々あるまいと思ふ、また中には、外國人が日本人の名義で拂下げはしまいかと憂ふる人もあるが、若し外國人で其の様な熱望者があるならば仕方が無いけれども、私は實際にそんな人は無いと思ふ、其故は、我國人の名義で大資本を注ぎ込んで、事業を引受けた後になつて、若し争ひが起たときには其名義人に奪らるゝ恐れがある、故に未だ其れ程我國人を信用する外國人はあるまい、尤も外國人で、日本の女を外妾として夫に生れた子を

日本人の戸籍に置いて、外國人が資本を出して、其子に留學などさせる者が往々ある、若し斯様な外國人の子で、籍を日本に有もてる者が、鑛業の經驗もありまた資本もあつて、それが競争の上に現はれたならば、禁ずることは出来ませんが、そんな人が實際にあらうとは思はれない、又外國人の子でも、日本臣民の籍に在るものならば、強て禁ずる必要もないのです、でスから拂下と定らぬ前ならば、可いとか不可とか意見は有て居ますが、モウ拂下と定まつた上は、二鑛山一製鍊所を一括する競争入札方法が至當であると信じて居ます、』

(明治二十九年六月)

四 書法の話

日下部鳴鶴君の談

鳴鶴日下部君、家は麴町上六番町にあり、一日、其家を訪ふ、延れて樓上の書齋に到れば、主人は榻に倚りて卓に對し、懸腕直筆、頻りに臨池を試みつゝあり、書し了りて筆を投じ、榻を離れて座に着き、胸邊に垂るゝ所の鬚々たる鬚髯を撫しつゝ、前年清國漫遊の事より説き起して、終に書法に及ぶ、

西湖々畔磨崖の題字

『イヤ揮毫中で大きに失禮しました、此間太陽の中で西湖十勝といふ寫真を見まして、思ひ出しました、先頃岩手縣の畫工で、菊池默堂といふ者が、度々此所へ尋ねて來て會へたひと言ふた相だが、何時も

私が不在で面會しませなんだ、また其名刺を見ても知らぬ人だから、深くも意に留めんで居ると、ツイ頃日またやつて來た、幸ひに宅に居ましたから會ふて來意を聞くと、曰く、一昨年戦争の始まらぬ前に清國に遊んで、今年の冬歸朝しましたが、其の杭州に居りますとき、西湖に遊んだ、所があすこの飛雷峯下紫雲洞の磨崖に諸名士の題詠を彫つてあるが、その中で、不圖「大日本明治二十四年辛卯夏六月廿四日 日下鳴鶴來遊於此」といふ二十五字を見附けた、其時自分は清國へ來てから一年餘の間、戦争中なものだから頓と日本人に會はん、また國に居た時に先生の名は聞て居たが、未だ會つたことは無い、然るに今日本人が戀しひと思ふて居る時圖らすも先生の題字を見て、日本人に會ふた様な氣がして、非常に愉快に感じたから、其事を話さうと思ふて先日から度々尋ねたと云ふことだ、ソコで私も始めて自分の筆蹟が

西湖の畔りに彫刻しられて居るといふことを知りました、實に私が彼の地に遊んだのは辛卯の六月で、其時飛雷峯下の昭慶寺といふ寺に一週間ばかり滞在しました、寺は雲水僧が七八十人も居る巨刹で、和尚は仲々面白い人物だから、手厚く私を待遇しました、ソレで私に屏風を書いて呉れといふから書いた、スルと和尚はまた私に勧めて、飛雷峯下の紫雲洞は、昔から諸名士が詩句を題して、それを巖に刻するので、今ではあの通り澤山ある、皆此所に遊んだ記念にするのですが、貴君も紀念の爲に書いては如何です、愚僧が彫刻をさせませう、と云ふから、鷺箋に彼の二十五字を書いて來たが、和尚が果して約束の通り彫つたか如何かと思つて居たので、默堂の談によつて始めて其事が實行しられてあることを知り、また清國の僧侶が然諾を重んずることに感服した、飛雷峰に刻して在る佛像だの、紫雲洞の景だのが、太陽で世間に

紹介せらるゝ時に、日本人の筆蹟も、其中に刻せられてあるといふのは、愉快でありませんか、』

石に刻する文字

『全體石に刻た文字で、古人の法帖などは、信用しられないのが多い、今日に傳はつて居る王右軍の碑などは、最早千年も経て居るから、果して眞蹟であるやら、又は門人の臨摹したのやら實は分らない、假令眞蹟であつても何遍改刻したか知れはしない、随つて本來の筆意などは如何に變更しられたか分かりません、ですから一概に古法帖を有難がる様なものは、未だ書法を語るに足らぬのだ、』

支那人の書に誤字多し

『方今我國の人は書法と云へば一般に清國人を崇拜し、終には清國人の書いたものは、間違つたのも正しいと思ふて、字體の正否を康熙字

典などで判断する者が多い、曾て井上毅氏が文部大臣であつたとき、公用文には殊に字劃を吟味し、康熙字典に違ふものは皆誤字だといふて、改めさせたことがある、けれども康熙字典は決してそんなに完全なものではありません、一例を言ふと、検査の「檢」の字を手偏にして、「檢」と誤まつて居る、又「章」又は「竟」の字は、何れも音の部に屬すべきのであるが、字典では、「章」は立の部に「竟」は几の部に屬して居る、皆間違だ、章とは音樂の譜で、毎節の句切りのことだ、竟とは一編の全たく竟りたる時のことで、何れも音律から來た字だから、音の部に屬すべきが當然なのだ、字典は其字の由來も正さないで、漫然と之を排列べたのだから、あの通り亂雜の部類と爲たのだ、

康熙字典は政零上の編纂

『抑も康熙字典は、康熙帝親ら編纂したと云ふて、清國で之を非難する

者は、嚴刑に處せられる、唯一の欽定字典だ、シカシ康熙帝が幾ら多能だからつて、どうしてあの浩瀚の字典を獨力などで大成が出來ようか、之を欽定だと云ふのは一種の政略だ、其故は、清朝の最も盛んな時代は康熙乾隆の二世で、其頃には有爲の學者も澤山出たから、康熙帝は此等の學者に職を授けようと思ひましても、人の爲に官を設くる譯にもいかぬから、ソコで字典編纂掛を命じて、厚祿を與へ、一般に文字は此の字典に據るべしと命じた、それで一方には學者に職を授けて不平の口を抑へ、一方には種々な文字を統一して、普ねく朝廷の威權を全國に布及せしめたのだ、此邊が康熙帝の政治家としてえらい伎倆のある所だ、』

他國人には服従義務なし

『斯様に字典は康熙帝が政略上から編纂したものであるから、多くの學者

の手にかゝつて、随つて往々誤謬のあるのは已を得ないのだ、然れども彼國では正否に論なく一般に之に據るべしと命じたる欽定字典だから、清國民としては服従せねばならぬ、之を非難して首を斬られた者もあるといふが、法令の必行を望む爲には、止を得ないものであらう、然れも我國の學者が、一も二もなく清國人の糟粕を舐め、字典に違ふものは誤字だといふのは、間違ひも甚はだしい、』

文字の正否は古篆に據るべし

『文字の正否を論して、字典で兎や角云ふのは實に間違で、是は必ず古篆によつて研究せねばならぬ、本來漢字は、古篆乃ち大篆に始まり後に小篆と爲り、更に略して隸書と爲り、後にまた略して楷書と爲り、それから行書艸書と、段々に略されて來たのだ、だから篆隸に遡らないうで唯だ楷行艸につきて正否を説くのは、尺度なしで長短を論ずる様

なものだ、何で正しい見解が下されるものか、古篆の始めて用ゐられたのは周時代だが、其頃は國內所々で用ゐて居る文字が一樣でなくて、其後春秋戰國の頃は、其の相違が殊に甚たしい、ソコで秦が天下を一統するに及び、宰相李斯は自ら小篆を作つて天下は普ねく同一の文字を使用させたと云ひ傳へられて居る、尤も李斯が自ら文字を作つたといふは、丁度後世に康熙帝が親から字典を編纂したといふに同じく、他の學者に命じて之を作らせたので、其の全國に同一文字を行はせしめた政略は、後世康熙帝が字典を一般に遵奉させた政略の模範と爲つたのであらう、』

隸書以後の字體

『隸書も秦の始皇の時に、程邈が獄中で研究して、大篆の字畫を省き、之を作りて上つりたるに、始皇は悦んで、其罪を免したと言ひ傳へて

居る、楷書は漢に興り、行書は六朝に興つた、尤も漢の代には艸書も之を用ゐた者があるが、一般に行はるゝ様になつたのは遙かに後代だ、そうして楷書の始の間は、隸書と交へ用ゐたものゝ様です、古人は、眞行を生し、行艸を生ず、眞は立つが如く、行は行くが如く、艸は走るが如し、未だ能く立ち能く行かずして能く走るものあらずと云ふて、艸書を書くには先づ行書を學び、行書を書くには先づ楷書から學ばねばならぬ所以を説て居るが、唯だ楷行艸の關係ばかりでは無く、楷書の正否を知るには、更に篆隸の諸體に溯らければならぬ、若しそうで無くて文字を論じ書法を説くならば、闇中を手探りで捜す様なもので、何れが正だか否だか分りません、』

(明治二十九年六月)

五 全權大使の威信

伯爵 副島種臣君の談

露國 皇帝の戴冠式

一日蒼海老伯に東邦協會の樓上に謁す、坐に三四の政客あり、内外の時事談口を衝て出で、老伯徐ろに銀髯を撫し、微笑して之を聽かる、談は露西亞皇帝戴冠式の事に移り、我が山縣大使に對する待遇、偕は清國大使李鴻章が、式場に帽を脱するを拒み、參列を拒絶せられたりといふが如き問題に入り、事實果して此の如きことあるべきか否を老伯に質し、伯は極めて莊重の口調を以て其の批評を試みらる、鐵案一下、言簡にして意深く、忽ち群疑を解くに足れりき、曰く、

我 參 員 列

『露國皇帝の戴冠式には、我國より伏見宮殿下と共に山縣侯を派遣したるに、露國は我が山縣侯の爲に設くる參列の席次を定むるに困つたと云ふ説があるが、此事は或は實際であつたかも知れぬ、何故かと云ふに、我が帝室の御名代としては、伏見宮殿下臨席せられ、我が日本政府の代表者としては、露國駐劄公使西徳次郎氏臨席す、然るに尙ほ其の外に一人の大使があるといふは、他國に例が無い、然らば、山縣侯の席を何所に定めようかといふて困つたかも知れぬ、元來全權公使は政府の代表者であるが故に、常に本國と駐劄國の間に立て交際の衝に當て居る、それから全權大使は、特に一事件の爲に本國の君主又は大統領から、他の國の君主又は大統領に對して、外務大臣を經由せずして交際するものである、故に如何なる場合でも、一の全權大使と一の全權公使があれば十分である、我國には 天皇陛下と皇室を代表する

全權大使の伏見宮殿下と、日本政府を代表する西公使とあれば、それで足りる筈である、然るにまた山縣侯も全權大使だといふのだから、其の待遇に就て多少の困難があつたであらふ、尤とも一を正使、一を副使とするならば、其の權限の區域は明かに定まるが、副使といふものは、正使に事故ありて、衝に當りかたいといふときに始めて表面に現はるゝばかりで、不斷には表面に出て交際談判の衝に當らない、故に今回の遣露大使には、山縣侯を副使とし難かつたらう、然るときは二人の大使があるのだから、異例である、就ては露國では、伏見宮殿下を他の各國の皇族と同席にし、山縣侯は各國全權大使の末席に定めたと云ふ様に聞いたが、或はそうだろうと思ふ、一人の大使が既に十分なる待遇を受けて居る上は、モ一人の大使の爲に席を設くるには十分なる譯にはいくまい、故に假令其事が事實でも、決して露國が

我が山縣大使を冷遇したのでは無い、』

清 國 參 列 員

『清國全權大使李鴻章は、式場で脱帽を拒んだが爲に、他の土耳其、波斯の兩國大使とともに、參列を拒まれたと云ふ説があるが、若し其の事は事實だとすると、余は李鴻章の舉動を怪まないで、參列を拒んだ露西亞の處置を怪しむのである、何故といふに、脱帽を強ゆるは他國の大使に對して、本國固有の禮法を破ることを強ゆるといふものである、余が往年始めて全權大使として清國皇帝に謁見したとき、立禮に就て問題が起つたことがあるが、當時余は固く本國の禮式を執て譲らなかつたから、余が説の通り立禮で謁見することゝ爲て、愈いよ謁見といふとき、また帶劔に就て故障が起つた、其の時清國の官吏は、同國では君主に謁するは劔を帶ることを許さぬが國法だと言ふ、余之れ

に答へて曰く、劔を帶るは我國の禮である、貴國は余をして禮を失ふて皇帝に謁見せしむるも宜しいと言ふのかと云ふと、彼等は直ぐに余が説に服して、帶劔の儘で謁見する様になつた、今日では清國や土耳其などは、帽を戴くのを禮として居る、然るに露國が清國及其他の國の使臣をして枉げて脱帽させやうといふのは、取りも直さず各國使臣が各自國の禮を失ふて式場に參列するとも構はぬことになる、夫では露國が自ら威信を失ふものである、李鴻章や其の他の使臣が、參列を拒まれても屈しないで、本國の禮を破らなかつたのは、能く使臣の面目を保つたものである、之に對して失禮を強え、應じないと云ふて參列を拒んだ所の露西亞は、それが事實であつたならば、其の處置が甚だ妥當を得て居らぬと思ふ、』

(明治二十九年七月)

六 鐵道企業の放任主義

莊田平五郎君の談

戦後企業勃興の反動は、端なく經濟界の人心を沮喪し、株券は下落し、金融は澁滞し、企業家中頗る困む者多し、此に於て政府部内また金融市場の前途を憂悞し、縮小主義を執て企業を抑止し、私設鐵道出願の如きは、概ね之を却下せんとするの説を傳ふ、鐵道會議開會の前一日、(十二月十三日)鐵道會議々員莊田平五郎君を小石川林町の邸に訪ひ、君の經濟社會の時事に對する意見を問ふ、君曰く、

經濟社會浮沈の原因

『經濟社會が沈滞したには、必ず複雑なる原因があります、一々之を窮めなくては、之を救済しやうと思ふにも肯綮を得られません、が、之

を研究するには、専門學者が數多の歲月を費やし、始めて其の意見の當否を判じ得るもので、私等の如きは、唯だ自分の従事する事業に注意して居る外には、國家の經濟などに關しては、深く研究したることもありません、故に救済策につきては一定の意見もなし、況して此の如き問題に對し、救済法を講ずるものは、輒もあれは自分の利害から説を立て、假令其人自身は公平無私に説きましても、傍人から觀れば、我田に水を引く嫌を免かれぬことが多い、ですから未來の經濟社會に對する意見を語ることは、私は甚だ困りますのでス、君は先づ冒頭此の如き謙遜の辭を述べ、然る後漸やく談論の歩武を進む、

各人皆各自の利害を知る

『世間の人は輒もすれば方今の我經濟界を稱して企業の過度と謂はれ

ますが、私は何故だか分りません、何の事業でも成立して營業してあるものは、皆相當の利益がある、其の利益があればこそ、更に新設をもなし、増資をも爲すなれ、然るに他人が之を多きに過ぐと云ふのは、甚だ怪まなければなりません、畢竟近時の企業で、世人が見て多きに過ぐるといふのは、綿糸紡績、鐵道等を指すの、様ですが、彼の綿糸紡績には、私は未だ經驗を有ちませんけれども、友人中には營業者も多くあり、又運送事業の關係から、略ぼ其の事情を聞くこともあります、今日まで營業を爲すものは、皆な最早數年乃至數十年の經驗を積み、近來長足の進歩を爲し、各營業者皆な相當の利益があつて、當初其販路の内國に止りしものも、今は支那を首とし、其他の諸國にも、漸く日本綿糸の販路を開き、外國綿糸と競争して、頻りに勝を制して、前途甚だ好望であると承はつて居ます、又彼の毛糸紡績に至つ

ては、私は最も其事情に暗らう御座いますけれども、千住製絨所などは、久しく其の業に従ひ、不完全ながら毛を取り扱ふ技術家も無いではない、而して内地でも毛織物の需要は、一年一年に増しつゝある、然らば他の綿糸紡績の經驗に徴し、更に毛の原料を濠洲又は其他に仰き、内地に於て紡績することは、必らずしも能はざる事ではありません、まい、シテ見れば今日此業を企つる者のないのは、少しも怪しむに足らぬと思ひます、又其の他の新事業でも、概ね需要がありて始めて興るので、固より利益の目的なくして起す者はありますまい、然るに他人が傍より之を憂ふるのは、無用の心配ではありませんまいか、』

鐵道と他の工業との差違

『但だし鐵道事業は稍や事情が違ひます、他の工業などならば、自ら資本を集めて機械及原料を買ひ、又自ら製造して自ら之を賣るばかり

で、其間に毫々他に關係が無い、けれども鐵道になると、假令それを敷設しても、旅客貨物は會社が自ら之を供給することは出来ない、必ず社會に向つて其の來り投ずるのを待たねばなりません、又鐵道は、土地收用などの様に、社會に對して強制する特權を有して居ます、故に他の事業とは同一視することは出来ませんが、政府は既に私設鐵道を許可することを定めた上は、其法律に従ふて出願するものは、政府は故無く之を拒むの理由がないと思ひます、』

總ての企業の危険

『抑も方今鐵道敷設を計畫する者は、或は自分の地方に産する農産物とか、又は礦物とかを運搬する爲にする者もあり、或は他の都會との間の交通を便にせんが爲にする者もあり、又或は目前の利益を見込て企つる者もあれば、或は將來の利益を見込みて企つる者もあり、中に

最も危険なのは、少額の證據金を拂ひ込み、一二月の間に巨利を得やうと思ふて、世人の所謂權利株の賣買を目的とするものもある、此權利株賣買を目的とする者などは、元來鐵道の成立を望むのでなく、唯だ人氣を奇貨として投機を試みる者で、固より決して賞めたてないが、之か爲に失敗しても其人の自業自得である、然るに彼等が失敗するであらうと心配して、之を抑止せうと言ふならば、何故に先づ株式や米穀等の取引所を止めないか、時々刻々の相場の変動を見込んで、互に勝負を賭けて、其の間に失敗者が出るのは、取引所ほど甚しい所はありません、然るに官民ともに之を默認して、特に鐵道に限り、企業家の蹉跌を憂へて之を止めようと思ふのは、私共は甚だ分らぬことと思ひます、

全體新事業と云ふものには、危険の之に伴はないものではありません、

例へば開拓や疏水の様な事は、何人でも喜びまして、慫慂して功を成さしめんとする者であります。矢張り收支相償はずして、企業家の損失を招くことは數しばあります。また舊來の商業でもそうです。極めて着實な太物や呉服商の如きですら、他日の騰貴を見込み、遠き將來の分まで仕入るゝのもありませう、然るにそれが果して見込通り騰貴するか否か、是れは推測です。凡そ推測で以て資本を下すものは、投機の分子を含まないものではありません、然るに他の事業は論ずるに及ばぬ、唯だ鐵道企業の冒險だけを禁じねばならぬと云ふのは、ドウも理窟が合はぬと思ひます、』

事業の善悪判別の困難

『或は言ふ、鐵道事業の出願に對し多く許可するときは、玉石を混淆し、爲に真正に成立し得べきものまで妨げられ、共に成立し能はざる

様になると、けれども政府は果して、甲は成立し、乙は成立し得ぬと、正確に判断する能力を有て居るか、出願者も、當局者も、其智識才能は、畢竟五十歩百歩で御座いませう、ナアニ當局者の智識が總て民間企業者より勝つて居るとは、私共は信ずることが出来ません、』

計畫盡く實行するにあらず

『或はまた言ふ、鐵道企業の多きに過るのは、國家經濟に害があると、成程若し方今計畫の鐵道が盡く成立に成らば、或はソウかも知れぬ、然れども方今出願してある數百の鐵道が、決して盡く成立し得べきものでない、一本の線路の上に五ツも六ツも出願がある、此等は、其同一線の先願權を避くる爲に、故らに線路の前後に蛇足を添へて、別の設計としてあるばかりで、一を許せば他は直ちに消滅するのでス、中には之を許しても、實際収益なき爲に、着手しないで止むものもありま

せう、或は着手後、工事の困難に堪へないで、多くの損失を忍び、終に株券を棄賣りして、第二次第三次の承繼者が出で、始めて成功するもありませう、其間に損失して棄賣りする者は、或は憫れむべきではあるが、それが所謂自業自得で、各人自ら信ずる所を行ふて損失するのですから、誰を怨みませうぞ、然るにお前は或は損失するであらう、危険だから見合はせなさいと言ふ、老婆心の親切に過ぐるといふものでありますまいか、棄て置ても國家經濟を害する程、多くの成立は到底實際に出来るものであるまいと私共は思ひます、』

競争線とは何ぞや

『或は言ふ、既設線と競争の嫌あるものを許せば、既設線の利益を害すと、私共は元來競争線といふものに就きて疑つて居ます、若し線路の両端が同一なるものは、之を競争線と云はゞ、東京名古屋の間、東

海道鐵道の外、中仙道鐵道を企つるのは競争であるまいか、名古屋大阪間、官設線の外、關西鐵道線を敷くのも競争であるまいか、然れども此等を競争線として非難するを聞きませぬ、然るに今東京横濱間に、新に鐵道敷設を出願する者があらば、政府は競争線として之れを拒絶するで御座いませう、然らば兩起點が同一でも、距離の長短により、或は競争線となり、或は然らずといふのでス、それならば幾何の距離を以つて競争と否との區別としますか、逆も出来ない事でありませう、ですから競争線不認可の不道理は、政府も近頃之を悟つたものと見へて、東京足利間、東京松田間の様な、短距離の所にも、數線を許すことになりました、是れは當然の事です、苟くも利益の存する所、何れか競争無いものがありませう、若し之を嫌はゞ、豫め自ら敷設して競争の起るを豫防したがよい、彼の日本鐵道が東北線の外に海岸線

を計畫したのは、即ち競争線の豫防です、然れども、サカに足利東京間に競争者がありて、それが許可せらるべしとは思はなかつたと見える、然るに之を放任すると忽ち東武毛武といふ二條の線路を許可せらるゝ様になつた、此等の競争者は、他の既設線ある所に、新たに一線を引ても、尙ほ利益ありと信すればこそ之を企つるのです、而して各人皆自分の利益を得る爲に、新たに敷設を企つるのに、既に前者に許したから、後者に許しがたしといふのは、其の理由が無いのです、況して其の競争線なるか否かは、畢竟程度の問題で、一定の標準がないのです、』

改良發達は競争に由る

『元來事業の改良發達は、適度の競争に原くので、鐵道などは特にそうです、貨客の待遇を親切にし、發着時間を正しくするなどは、主と

して競争に因るので、此の競争がなくて改良は到底望みがたい、然るに世人競争を憂ふるは、是れ曾て我國の海運に激烈なる競争があつたのを殷鑑と爲すもので御座いませう、然れども鐵道は海運とは大に其の性質が違ひます、海運では發着場所の同じきものは、全航路を同じく競争するのです、例へば横濱神戸間を競争しますには、始終並行して競争しますから其の激烈なるに及べば、頗る危険ですが、鐵道は東京名古屋間で、東海道と中仙道との二線が競争しても、其の競争は、東京名古屋兩地間の全線を通過する貨客のみで、東京静岡間、又は名古屋濱松間の貨客は、鹽尻名古屋間、又は東京入王子間の貨客と、毫も競争の虞がないのです、是れ鐵道の競争線なるものは、海運の競争線に比べると、危険の少ない所以です、』

競争線一切禁止もまた一策

『若しも競争線は一切許さぬといふ方針ならば、明かに法律を以て之を定め、苟くも並行の嫌あるものは、一切之を拒絶するも、亦一策で御座いませう、然るに計此に出でず、或る場合は許し、或る場合は許さずといふから、幾多の新設線出願者が出て来るのでス、ソウして既に一部に許した上は、何ぞ大勇断を以て、遠慮なく之を許し、成敗損益を自然に放任せぬか、苟くも出願したならば、何人にも容易に許さるゝものと思へば、後日競争線の爲に利益を減ずる虞があるから、容易に出願するものがなくなり、計畫は却て減りませう、然るに許否の方針が曖昧不定でずから、種々なる玉石混淆の出願が多く、其間に往々物議をも招くのだらうと思ひます、』

畢意經濟政策は放任にあり

『或はまた競争線多き時は利益を減し、資本勞力を徒費すと云ふ説も

あるが、何の業でも資本勞力の徒費の無いものはありません、世には損する者と利する者と相交りて、始めて事業が發達するので、若し政府が一々世話を焼き、然かせば損することがあらう、此の如くしたが宜いと、一々之を指導したならば、何時世間の事業が發達しませうか、畢竟樹木が風雨寒暑を凌いで、始めて鞏固なる棟梁の材とも成るが、雨を覆ひ風を防ぎ、温室中に養ふ植物は、迎も鞏固なる生長を望むことが出来ぬと同じでス、舊幕の世に、諸侯の側には典藥なるものがありました、無病の日にも藥を進め、それが爲に終に羸弱の身とならしめた相ですが、民業保護の弊も亦それと同じです、故に私は、事業の發達を期せば一に放任にあり、優勝劣敗の自然淘汰に任せて、人為の干渉を加へざるにありと、言ふ積りで御座います、方今經濟界の不振に對しては、救濟の策として、或は償金を取り寄せ、

公債を償却すへしとか、または日本銀行の擔保區域を擴張すべしとか言ふ者がありますが、若し右様な事を爲さば、其れこそ企業心を過度に膨脹して、賭博類似の冒險投機者が頻々と輩出し、底止する所なく、前途頗る恐るべきことでありませう、故に強て縮少主義を執て、企業を抑止するのも好くないが、故らに幫助を與へて、企業熱を助長するもまた不可い、要は自然の趨向なりゆきに任せ、各人自ら自分の利害を判断し、損益得喪せしむるの外は無いと思ひます、』

(明治二十九年十二月)

七 明治初年外債募集始末

前島 密君の談

明治三十年二月貨幣本位改正の説起るに及び、余は前島密君を小石川關口臺の邸に訪ひ、滿庭の梅林盛んに花を開き、清香馥郁衣に薰する邊に於て、徐ろに明治初年の外債募集始末を聞くことを得たり、

經濟思想の幼稚

『維新の大業功を奏して、明治政府新に立ちても、百般の事皆創設に屬し、中にも先づ最も困しんだのは經費の不足であつた、夫の伊藤侯や、大隈伯、今日では身自ら經濟の學理中より生れた様な高説を述べらるゝけれども、其頃の事を思へば、諸公の經濟思想も亦頗ぶる幼稚であつた、當時最も進歩的思想に富むの諸氏すら既にそうであつた、

まして其の他の者をやだ、實に其の頃の日本人には、經濟學上の觀念などは絶無と云ふても宜い、余輩の如きも亦然りて、今から往事を回顧すれば、恍として夢の如く、徐ろに世運變遷の迅速なるに驚ろくの
外ない、』

と、君は先づ此の如く語りて哄笑一番し、更に維新の際に於ける財政状況を述べて曰く、

財 政 の 欠 乏

『政府が幕府の身代を承け継ぎ、漸やく革新の政を施さんとするに當り、第一に必要を感じずるものは貨幣であるが、國庫には殆ど使用すべき資本がない、そこで大阪に造幣局を置いて、何人でも地金銀を携へて來る者があらば、政府は貨幣を鑄造して遣ると布告した、當時政府の役人の考へでは、民間には多くの地金銀を貯へて、鴻ノ池と

か、住友とかの徒は、最先きにそれを持ちて來るであらうと思つた、然るに其の希望は全く外れて、之を持つて來る者は殆ど無い、折角造幣の店を開いても、顧客がないのには閉口した、唯だ顧客が無いばかりならばまだ宜いが、國費の給せざるには如何ともしやうが無かつた、會たま、其頃英國人チルソン、レーと云ふ者が來朝し、英國公使館内に宿つて居て、同國公使パークスの紹介で、政府の當局者に面會を求めて來た、之に應接したのは大隈伊藤の二氏であつたが、其の時レーは頻りに鐵道の効能を述べ、日本でも先づ之を敷設して、交通を便にし、國の收入を得るが宜いと説き、且つ日本政府にして之を企つるに意あらば、其の資本は自ら之を供給しませうと申し込んだ、當時大隈伊藤の二氏も、實は公債といふものゝ性質を熟知せず、又レーの何人であるかも能くは分らぬが、新たに事業を起すことにも頗る熱心

で、又國費の缺乏を充たすの方法に苦心する際であつたから、容易に其の相談に乗りかけた。』

外 國 事 情 の 不 明

『當時大隈伊藤二氏第一の失敗は、所謂テルソン、レーなる者が何人であるかを知らなかつたことであつた、未だ海外の事情に疎き時代とて、英人のテルソンと聞き、輕卒にも是れは屹度トラファルガルの英雄テルソンの一族であらうと妄信し、殊に其名刺の肩書に「ナイト」と書いてあるを見て、益ます海軍の軍人と思ひ、また英國公使館に宿つて居るのは、公使も餘程禮遇するのであらうと速断し、其の本國に於ける地位や、名望や信用等は、一切調べもしなかつた、然るに後で聞けば、テルソンとは名で、猶ほ我國で太郎とか次郎とか云ふか如く、彼の海軍提督のテルソンとは、會たま名を同じくするのみで、固より何の關係

も無く、「ナイト」とは士族の事で、必しも尊敬すべしとは限らないのだ、また其の英國公使館に宿つたのは、當時他に宿泊すべきホテルが無く、止むを得ずして厄介となつたのだ相だ、况や彼は大山師で、當初清國上海邊に漂泊し、鐵道敷設を支那人に勧めて、自分はそれを受負はんと試みたけれども、應ずる人が無かつたから、ソコで轉じて我國に來り、自ら大資本家と稱して資本を貸さうなど、申し込んだので、其實は本來無一物の素寒貧であつた、そうして一面には我國に對して高利に貸附ける債主となり、更に本國に歸りては日本政府の代理人といふて、低利に公債を募集して、自分は中間で利子の差を儲けやうと企てたのであつたが、我が當局者は其時はまだ少しもそれを知らなかつた爲に、厚く彼を信用し、終に海關税を抵當として、百萬磅を一割二分利附きで借り入るゝとを契約した、それが丁度明治二年の末

の事であつた、實に今から回顧すれば噴飯すべき大失敗であつたのだ、』

公債の性質不案内

『然るにまた茲に第二の失敗とも云ふべきとが起つた、それは翌明治三年末のことであつたが、英國から到着した新聞紙上に、日本政府が海關稅を抵當とし、九分利附公債一百万磅募集するといふ廣告があつた、是れよりさきに我が大隈や伊藤諸氏の考へる所では、外國資本を借りることは極めて秘密にし、假令チルソンが自ら資本を有たずとも、他の大資本家の庫中から、極めて秘密の間に借り入るゝものと信じたのだ、然るに豈圖らんや公然之を新聞紙上に廣告し、普ねく應募者を世界の市場に求むると云ふから、我が當局者の驚愕は非常であつた、殊に其頃は、大隈伊藤の諸氏が、頻りに新事業を興すものだから、

保守思想の徒は之に反對し、鐵道の敷設、外資借り入れ、何れも既に反對を受けて居る、然るに今また海關稅を抵當とする借金を、公然と世界に向つて告ぐるとあつては、忽ち賣國の奸臣と目せられ、如何なる激烈の反對を受くるやも知れぬである、まして我も一割二歩の利を拂ふ契約なのに、倫敦では九分利公債を募集して居る、勿論公債募集費、其他貨幣運送費等は、總てチルソン、レール自ら負擔する契約だけれども、其間に利率の相違が甚だしいから、我が當局有司は、明かに彼れに欺かれたといふことが分かるのだ、此に於て今は公債募集の約束を取消し、一旦募集したものは、直ちに償却せしめやうと云ふので、急に英國派遣の命を受けたのが、私と故上野景範であつた、當時大隈伊藤も余輩も、實は未だ公債といふものゝ性質を知らない、故に一旦募集した公債が、直ちに償却せらるへきか否かは、實は未だ能く之を知ら

なかつた、然るに横濱の外國汽船出帆の期が迫つた爲に、倉皇旅装を整へて乗船し、契約書類等は見る暇なく、出發後始めて之を讀んだ位だから、英國新聞紙の廣告で、皆んなが如何に狼狽したかは想ひやらるゝでせう、』

公債募集の中止運動

『私と上野は船中で始めて契約書を見ると、我が外務大輔寺島宗則の捺印署名した皇帝の敕旨等もあつて、事躰甚だ輕からん様に思はれた、それから倫敦到着の後、先づ辯護士に就て、公債の募集に應じたものへは直ぐに償却して、借金の不面目を回復することが出来るかどうかと聞いた所が、辯護士は答へて、公債は何れの國でも公然と之を募り、決して不面目のものでない、のみならず、又一旦募集すれば、爾後其の公債證書は、種々の人の手に移つて、頻りに所有者を換へ、後

には何人の手に在るか分るものでない、故に直ちにそれを償却せんとするとは決して出来ようと思はれぬ、止を得ずんば、唯だ之を買ひ占むる外はありますまいと言ふ、そこで試みに買ふて見やうと思ふて、仲買人に依頼すると、其の風説が早くも市場に漏れたものと見えて、翌日忽ち日本公債の市價か五磅も騰貴した、若し此の勢ひで、愈いよ買ひ占めやうとしたならば、那邊まで騰貴するか知れぬ様である、そこでトゥ／＼公債の償却及び買占めを見合はせることにした、

當時其の公債の利子は實際九分であるに、我が國で、チルソン、レーに一割二歩を拂ふときは、年々の損失といふものは夥多しい、よつてレーの契約は是非解かうと思つて、復た辯護士に頼み、レーに談判させて、日本政府の有司は未だ公債の性質を知らないで契約したものだから、之を改めたいと申し込んだが、レーは承知しない、日本政府の

有司中、談判の局に當つた伊藤といふ人は、曾て外國に留學し、各國の事情をも知つて居る、又大隈といふ人は、外國には行かないが、談判の模様から考へれば、外國の事情には随分通曉して居る、此の人々が契約したのであるから、今更事實不知を理由として、其の契約を變更することは出来ぬといふて居る、然しレーは、日本に對しては債主となり、倫敦では日本政府の代理と稱し、一人で二人の資格を兼ね、日本の有司を騙したといふ弱い所がある爲に、結局双方協議が整ふて、レーには損害金を賠償して關係を斷ち、我か公債は「オリエンタルバンク」に取扱はせて、終に九分利附公債百萬磅、其の頃の換算價五百萬圓を借りることにした、是れが我が國の外債の嚆矢である、』

第二回の外債

『其の後明治六年に第二回の外債を募り、利子は七歩で金額は二百萬

磅かと覺えて居る、其の後今日までは未だ曾て外債を募つたことがない、而して此の兩處の外債は、我國で最も正確に契約を履行して、期限内に至つて一日も其償却の遅れたことが無い、故に日本の公債は外國では甚だ信用があるのです、』

現時の外債募集

此の趣味多き君の經歷談を聞き、余は更に今日我國にて金貨公債を募らば、利率は幾何位なるべきかを問ふ、

『左様、倫敦市場の金利は二分以下だから、日本で今金貨公債を募るとも、三分五厘ならば券面額で賣ることが出来るだろうと謂ふ者かある、然れども彼我の疆域も隔たり、國情も異なるから、今日三分五厘と云ふのは些と自惚かも知れぬが、四分利附ならば十分募集することが出来るだろう』

君の説此の如し、故に余は、今日財政の都合の爲には、五分利の内國公債を海外に賣らんと欲し、急に金本位に改むるよりは、寧ろ倫敦にて四分利公債を募集すること、或は簡易にして、且つ利益なるか如し、敢て高見を聞くことを得んかと質せば、君は之に對しては、

『唯だ一時外國から資本を持て來て、財政の急を救ふには、外債募集の方が利益であらう、然し、彼我金融の氣脈を通じ、餘るときは出し、足りないときは呼び寄せ、斷へず連絡を附けるには、彼れと同一の幣制に改むるのが矢張り必要であらう、例へば外債募集は柄杓で一時必要だけの水を汲んで來る様なもので、之に反し本位に改正するのは、管で斷へず水源の水を呼ぶと同じであらう、細くとも長く有無相通ぜしむるには、どうしても本位を改正するのが適當と思はれます、』
余は尙ほ問はんと欲すること多かりしも君の要務を妨ぐるを憚かり即ち辭し去る、

(明治三十年二月)

ち辭し去る、

述 懷 鴻爪 前 島 密

解官俯仰意悠哉 弄月吟風白眼臺

自是不歎兄弟血 芳樽日醉自家醅

八 上野戦争の昔話

大倉喜八郎君の談

江戸へ出た當坐

私は十八の時に國を出て、江戸へ來た當坐は三年ばかり奉公して、夫から下谷の上野町で、極小さい干魚ひものの舗を出して、暫らくの間は店賃が一ヶ月二分二朱といふ所で商賣して居ました、志かしこんな所に何時まで居ても、手足の伸ばし様がないと氣が附いて、ブラリと横濱へ行つて見ました、其時分はまだ横濱が開け始めで、本町通りなどは野原で、牛などが繋いであつて、人家は稀疎まばらで、西洋人の家が所々ところどころに在る位で、港へは見なれぬ黒船が來て居る、「ハ、ア之では遠からん中に世の中が一變する哩わい、ソウすると必ず一と戦争ある、其の戦争には第

一に入用なものは武器だから、之は一番鐵砲屋になろうと、斯う見込を着けた、ソコで立ち歸つて江戸の和泉橋通りて鐵砲屋の店を出しました、

鐵 砲 店 の 開 業

私の和泉橋通りへ開いた店は、藤堂の門前で、自身番向ひ大倉屋と云ふた、其時分は鐵砲屋の事を砲具師と云つたから、私も矢ッ張り砲具師なんだが、鐵砲は直段が高價で、迎うむ薄資本うすもとでは店を置き切れなく、乃そとで注文があると横濱へ買出しに行くこと、して、喇叭や太鼓の様なものを並べて置いた、其頃横濱には和蘭のステル、亞米三、亞米一、ウオルスフォル、和蘭八番のガイランハマ、英九十番のシーボルトなど、云ふ商人が居て、其等の西洋人と取引をしたが、物騒な世の中だから、道中は甚だ危険で、鈴ヶ森邊りは、盜賊が出没して、旅人が

斬られたとか、生首が轉ころがつて居た杯と云ふ話は、毎度の事だ、けれどもまだ瀛車はなし、瀛船は開けないのだから、私は其の物騒な鈴ヶ森を通つて横濱へ往復する、……大抵急な注文で夜中に出かけるのだつたから、頼み付けの駕籠屋の親方を連れて、屈強な駕籠舁に駕籠を釣らせて行くのだ、が、元より買出しの用だから、金は澤山持つて行く、夫を目立たない様に駕籠の天井へ吊つるしたり、蒲團の下へ敷たり、夫れでも正金で駕籠舁にはこたへるから、自然に怖氣が附く、それで私も險呑と思ふから、初めから賃金は平生の二倍も三倍も拂つて、短銃を二挺用意し、一挺は右の手に持つて、イヤと云はれ切つて放す様に引金へ指をかけ、一挺は左の方へ置いて、そして駕籠に乗つて居るのだ、夫れから又駕籠屋には「賊か來ても決して逃げるな、乃公おれか斯ふして短銃を持つて居るし、モーツは親方に貸すから、二人で六連發を十二

發打つ内には、賊の一人や二人は斃すし、先方も逃げるに違ひない、若し斯ふ云ふ危険な場合を首尾よく切り抜けたら、先へ着いてから褒美をやる」と固く言ひ付けて置いたか、幸ひに一度もそんな目に遭はなかつた、一躰其頃の砲具師は、嘘を吐ついて不わる良の鐵砲を高たか價く賣り付けたりなにかしたものだけれども、私は正しく商賣して居たから、追々に得意が付き、明治元年の春だ有栖川の宮が總督で乗り込まれた時も池上本門寺の御旅館へ江戸の砲具師を召されたが、其時町奉行所よりの人撰で、御用を仰付つたのは、私に、伊勢勝に、島屋新兵衛の三人で、引合つた役人は、監察使大河内潜と云ふ武士だ、随分理屈は云ふけれども、至極さばけた人で、一所に横濱へ行つた事もあるが、此大河内が今の北畠治房だ、

彰義隊の呼出し

夫から怖おそかつたのは上野の戦争の時さ、丁度中堂の焼ける前の晩で、私が店に帳合をして居ると、彰義隊が騎馬で三人、徒歩で二十人ばかりやつて来て、「御用召だから直ぐに上野へ同道しろ、」と云ふ、ところが其前の晩、芋坂で同じ鐵砲商の鳥屋の手代と車屋七兵衛の手代とが殺されたなど、云ふ事を聞いてるから、實は私も驚いたが、仕方がないから破れ袴かなんか穿て、ノコノコと一所に出て往つた、所が何しろ明日は戦争が始まると云ふ今夜だから、上野の山内は殺氣立て居て、其物凄いと云つたら、今茲で話す様なもので無い、ズット通つて寒松院の本營へ連れて行かれると、其處には金屏風を立て廻はして、彰義隊の役人が床几に凭つて、ズラリと並んで居る、……全然まるで裁判所へでも引き出された様だ、「大倉屋は其方か……其方が本人か、」と怖ろしい見幕で尋ねるから、「へー大倉屋喜八郎は手前で御座います、」と

答へると「フム然らば之から尋ねるが、夫に付て一點たりとも詐言があれば、生命に係るから左様心得ろ、」と刀に反そりを打たして言ひ渡す、後うしろにも刀を差した武士が大勢居るから、こいつは危ないと思つたが、こんな時にヘドモドしてはいけないと心付いたから、平氣な風で「へー何なりとも御尋ね下さい私の存じて居る事なら明に御答致します、」と云ふ、役人は「よし、それなら尋ねるが、其方は賊の間諜まわしものだと申す事が分つて居る、夫れはどうだ、……次に尋ねるのは其方は多年權現様の御高恩を蒙りながら、鐵砲、彈藥たまぐすり、ドラム、等の類を賊軍に賣て、我々より用品を申し付けても、品物拂底と申して賣り渡さぬ、誠に不届至極であるが、此二ヶ條に付て申開きがあるか、」と居丈高に爲つて詰めかける、此時「恐れ入りました、」と一言云つたら直ぐ首を刎はねられるから、「ハ、一來たな、」と、「明に御答ひ申します、……私

は間諜ではございませぬ、そんな事は兎の毛程も無い、今日は御召だから始めて此處へ参ったのです、夫れに權現様の御高恩と御座います、私は遠國の者ですから、そんな事は尋常まひの江戸ッ子程には思つて居りませぬ、元々商人で、何方が賊だか賊でないか分りませぬ、……と申すのは、此方へ来れば官軍を賊と仰しやるし、彼方へ行けば、彰義隊を賊と云ふ、一向分らないが、私は只商賣さへすればいいのだから、何方でも現金で買つて下さる方へはドシ／＼賣ります、……正直の處が、彰義隊の方には鐵砲を賣らない、夫れと云ふのは、先頃鐵砲を二十七挺納めました、代金は最少し待て……今日はまだ拂へぬ、と仰しやつて、未だ御下金が御座いませぬから、其後御注文が有つても、品物が無いと申して差し上げなかつたのでございませぬ、……ナニ現金で買つて下さるのなら、いくらでも御注文下さい、快よく引き受

けます、」と斯う明かに辨解した、然らば鐵砲何百挺明日より三日間に相違なく納めろ、……どうだ、」と疊かけて言ふから「よろしうございませぬとも、早速納めませう、……併し私の手元に無いものは御即答が出来ませぬ、夫れは横濱を取り調べてから申し上げますから、左様御承知を願ひます、」と云ふと、役人も成程と思つて互に顔見合はせ「此男の申す事はよく分かる、尤至極です、」なんて、夫から私に指揮するから口上書を書いて差し出す、是で御用濟だから引取てよろしい、」と言はれたが、山内は固より烏合の勢で途中が危ないから、私は直ぐには引き取らない、一處で御願がございませぬ、私が斯うして御用を言ひ附かつた上は、却々なかく大切な軀でございませぬ、途中で間違ひでも有つては恐れ入りますから、どうぞ黒門外まで警護を附けて下さいませ、」と願つたら「成程夫も尤だ、」とんで武士を三人附けて、三橋の所まで送ッ

て呉れた、夫れから私は直ぐと知ツて居る橋本といふ駕籠屋へ飛び込
んで、漸々の事で家まで歸ツて來ました、

上 野 戦 争

スルト家には豫て出入をする、藤堂、佐竹、立花、安藤等諸藩の鐵砲
の先生達が十八人ばかり來て居て「マアよく歸ツて呉れた、目出度い、
今御前の事を聞いて、迎も生きては歸るまいと思ツて居た所だ、」と大
層喜こんで呉れるから、私も嬉しかつたが、「實は危険だつたが流石に
先方は御旗下でよく譯が分かるから、斯うヤツて助かつて來ました、
若し貴公方だつたら殺されて仕舞つたんです、」なんて、ヘラズ口を叩い
て、夫れから酒を出したが、「夫れにしても今時分どうして來たので
す、」と尋ねると、皆んなが口を揃へて「ナニ實は急に鐵砲が入るから
來たのだ……明日未明に上野を攻める……此處から急ぐ行く積りだ、」

と云ふので直に其場で大分商内をしました、そして今戦争に出かける
と云ふのだから、私が炊き出しをする、其内雨が降ツて來たので「傘
を貸して呉れろ、」と云ふから、家の番傘を貸して上げたが……其の時
分は亂暴で、傘をさして戦争に出かけた人もあつた「御前も戦争を見
物しないか、」と云ツて切符を呉れた人があるから、私も跡から出かけ
て御成道の山城屋と云ふ家の屋根へ上ツて些ちツとばかり見て居ました
が、危ないから、自分の宅へ歸りますと、晝後の八ツ頃に山内から火
が出た、是で彰義隊が敗れたなど、思ふて復た行て見ると、戦争は濟
んで彰義隊は皆な遁げたが、其後は血は流れる死骸は算を亂して横は
ツて居る、目も當てられぬ有様で有ツた、

火 急 の 鐵 砲 調 達

最ウ一トつ斯う云ふ事がある、上野戦争が了ツて彰義隊などが東北へ

行ツたから、其後の奥州征伐の時でした、或藩で「鐵砲が五百艇急に入るから、三日の内には是非間に合はせて呉れろ、代金は望みに任せらるが、之れから直ぐ出立するのだから、其の鐵砲は三日目の夕刻千住の出張先で受取りたい、」と云ふのだ、其時が既に夜の八時々分、之から横濱へ買ひ出しに行ツても迎も間に合ふまいと思ツて躊躇して居ると、先方は「何でもヤツて呉れ、御前を男と見込んで頼むのだ、」と餘儀ない風に言ふから「夫れではやりませう、」と直ぐさま例の通り駕籠に乗ツて横濱へ行ツた。外國人も足元を見て高い事を言ツたが、夫れもイ、加減に直を極めて、首尾能く鐵砲は整ツたが、扱て困ツたのは積み出し方だ、其の時分には運上所：：今の税關だが、其の役人が夜だから退いて仕舞ツて、何と言ふても扱ツて呉れない、據なく役人の宅へ行ツて、「急の御用だから是非出て扱ツて呉れろ、」と掛け合ッ

たが、仲々不精で「マア明日の朝にして呉れろ、」なんて動かない、私は氣が氣でないから「大名が一軒潰れる騒ぎだから、是非ヤツて下さい、ヤツて下さる迄は、百遍でも千遍でも斯うして御願ひ申すのだ、」と居催促をする、乃で役人も我を折ツて夜中に出勤して扱ツて呉れたから、夫れから又運送屋へ行ツて、五大力船一艘を雇ツて船頭の談判にかゝツた、船も帆ばかりでは間に合はないから、船頭十二人で押し送りにして、賃金は充分に宛行ツて、約束通り千住の大橋へ着いたらば五十兩やる、其代り間違へば處分すると云ふ約束で積み出した、處が川崎の大師の洲の所まで來ると、風が悪く爲ツて船が動かない、頭立ツた船頭が私の前へ來て「之では迎もやれませんか、明日の朝までこゝで待ちませう、」と言ふ、私は一生懸命、こゝらでまご／＼されては溜らないから、「やれぬと云ふなら約束通り處分するから覺悟しろ、

…處分と云ふのは外でもない、此短銃で一番先きに貴様を打ち殺して夫から乃公も死ぬのだ、」と腰から短銃を取り出し筒口を差し向けた、夫れが脅迫や、戯劇おどけではない。返答次第で直に放すツてんだから、船頭も驚いて「マア少しお待ちなさい、夫れなら乗るか返るか、命には代へられぬからヤツ付けやせう、」と、夫から風にさからツて漕ぎ出し、難儀に／＼を重ねて、到頭三日目の晩…一時ばかり豫定より後れたが、千住へ着いた、スルト河原には藩の人数が大勢待ツて、イヤ喜んだの喜ばないのツて、掌てを合はせて私を拜みました、其時の船頭達が後に横濱へ歸ツて、「どうも大倉屋には驚ろいた、既んでの事に殺される所だツた、」と慄へて話したと云ふ事です、其比の運送屋は石川屋と云ツて、今は横濱屈指の紳商に爲ツて居る朝田又七と云ふ人です、私は斯ういふ風に全く駈引やなにかでやるのでは無い、武士の戦場へ

臨むと同じ事で、商賣にかゝツたら誠に一生懸命にヤツて來ましたので、
(明治三十年一月)

戊戌元旦

今朝むかふ雑煮のワツも

あしあとの

梅の詩繪や

いぬの初春

鶴彦

九 金貨本位の賛成

武富時敏君の談

幣制改革可否の議論世に囂しきとき、余は二月十六日の夜、武富時敏君を其旅館紅木屋に訪ふて意見を聞く、君は熱心に金貨本位制を賛成して曰く、

幣制改革は世界の大勢

『本位改革は松方内閣の大事業なるのみならず、實に明治政府の大事業である、世人は曾て松方伯の兌換制度實施に謳歌したが、彼の事は日本國內の小事業で、之を今度の本位改正に比すれば比較にならぬ、此の貨幣本位の改正ありて、始めて日本をして世界の金融界に列國と對立するを得せしむるのである、見給へ、方今の一等國で、何れが金

貨國ならざる所があるか、英吉利獨逸は言ふに及ばず、羅甸同盟の各國も金本位に降参し、印度も銀貨の自由鑄造を止め、米國も金黨のマツキンレーが勝利となり、露國もまた金本位制を實施する準備が既に出來たといふことである、殘す所は僅に日本と支那、朝鮮等の數國のみだ、實に世界の大勢は、最早金貨本位制に歸したのである、又銀價變動の甚だしき、到底之をして物價を計るの尺度とするには適せないから、銀貨が漸く排斥せられて、金貨本位に歸するは自然の勢力である、故に銀貨國は今や世界の金融界よりは除外せられつゝあるから、今我國が金本位に改むるのは、世界金融の仲間入りを爲すに必要な政策だと信じます、』

君は先づ冒頭此の如く説き、更に改正の時機に論及して曰く、

幣制改革の好時期

『金貨本位は可いが、之を實施する金の準備が無くては行ふことが出来ない、幸ひに我國は清國償金によりて金地金を有つて居るから、今日直ぐに銀に代へて金貨兌換の制を立つるとが出来る、また銀を賣つて金を買ふ様な不利を受けないで、之を實行することが出来る、是れが絶好機會である、而して此の償金も此儘に過ぎれば、遠からずして消費しつくすであらうから、其の時になつて金貨本位を採用したいと思つても、最早出来ませんまい、故に今日は千載復た逢ふ可らざる好時期だと思ふ、』

幣制改革の理由

『また今日是非とも金貨本位を採用しなければならぬ理由がある、それは戦後經營の爲に、内國に資本の缺乏を感じて居るけれども、此際金貨本位を採用したならば、外國の低利なる資本が、自然に注入する

は、丁度水の低い所へ流れ入る様な道理である、是れが外資によつて我が戦後の財政を整理し、且つ之によりて民間諸般の新事業をも經營することが出来るのである、到底國家の生産業は、金利が安くなければ盛んにならぬ、今日の様に九朱乃至一割の金利では、企業家は進んで新事業を興すことが出来ぬ、故に戦後の經營と、産業興起との爲には、外資の移入が必要であつて、而して從來の如き銀貨國では、金貨國の資本を呼び寄せることが出来ぬから、今日金本位を採用するのは實に極めて必要である、』

内地の經濟には影響なし

『或は貨幣の本位を改むる時は、内地の經濟上に影響し、國民の負擔や貸借の關係を動搖するであらうと云ふて憂ふるものもあるけれども、此等はまた今度の改正方法を會得しない爲に、左様な心配をするのだ

ろうと思ふ、聞く所によれば、改正方法は、従來の銀貨の呼價を其の儘に据ゑ置き、金貨の呼價を二倍となすものだ相である、果してソウなれば、銀貨の一圓は依然一圓で、従來の一圓金貨を二圓と呼ぶ計りである、故に舊來租税の負擔額一圓は、今後も矢張り一圓で、貸借關係の權利義務も一圓は依然たる一圓である、毫も變動することはない、但し方今一圓の金貨は、銀貨で算する一圓九十五錢四厘位なのに、之を二圓と呼ぶ様になれば、金貨の價は百圓に付二圓三十錢だけ人爲で以て騰貴せしむることになる、然れども金貨本位採用の爲に、必ず多少金價が騰貴し、銀價が下落するであらうから、其場合に此の位の差は決して其の當を失はないであらう、又本位貨なるものは、幾分か實際の市價より割合高く定むることは普通であるから、之が爲に物價に影響することは決して無いだらうと思ふ。』

支那貿易にも不利なし

余此時隊を容れ、今本位改正により我國が金貨國の列に入れば、彼方より低利の資本を呼ぶは當さに然るべし、然れども此際支那の如き銀貨國に對する貿易上の不利なきかと問ふ、氏直ちに答ふらく、
『イヤ支那貿易にも決して損はない、何となれば、我國から支那へ輸出する主要品は、紡績綿糸だが、其の競争の對手は印度だ、印度も矢張り金貨國だ、同一の金貨國なれば、我國が金貨國と爲つたとして、競争上損なことはない、其上に我國は印度に比べれば、未だ運搬費少なく、勞力賃銀低廉なるだけ、競争に勝を制する道理である。』

利害は實施の方法如何にあり

余は、然らば本位改正には絶対に賛成せらるゝか、と問へば、
『イヤ、本位改正の趣意は宜しいが、其の方法に依りて大に利害が違

ふ、聞く通りなれば、現在の銀貨も、法貨として之を通用せしむるとか云ふことだが、若しソウなれば實際の比價が異なる所の兩種の貨幣を併べて通用するもので、一般に銀價が下落するときは、銀貨を日本に押し付けて金を外國へ送り出し、之に反して金の價が下落するときには、また金貨を日本に押し付けて銀を輸出したり、日本政府は常に下落した貨幣の兌換を求めらるゝかも知れぬ、此事は甚だ恐るべき事である、故に苟くも金單本位制を實行せんと欲するならば、絶對的に之を斷行し、銀貨の自由鑄造を止むるのみならず、銀貨は唯だ補助貨とするに止め、例へば五圓以上の支拂に、銀貨で拂ふ者に對しては之を拒むを得ること、恰かも方今一圓以上の銅貨支拂は、之を拒むことを得るが如くし、それで以て銀貨の使用を制限し、兌換紙幣は専ら金貨兌換のみとせざれば、甚だ不利なるは當然である、或は金貨は分量が

小さくて五圓以下を鑄造することが出来ぬ故、五圓以下には銀貨兌換の必要ありと謂ふけれども、今日は一般の經濟界も大に膨脹したから、五圓以下は總べて補助貨として、紙幣が無くても宜からう、若しソウで無かつたならば、銀貨の支拂額に制限を置いて、銀貨で兌換券に換へ、其の兌換券で金貨に換へて、銀貨の支拂額制限は其の効が無く、結局金銀兩本位の不利を受くるであらうと思ふ、方今は最早補助銅貨の一錢以下は無い方が宜いと云ふ時勢だから、五圓以下の兌換券を廢しても不便はあるまい、』

君は此の如く説き去り説き來りて論旨未だ盡きざるも、夜は漸やく更くるが故に辭して歸る、

(明治三十年二月)

一〇 會社重役兼務の弊

松本重太郎君の談

方今帝國の商權は、之を東西に二分し、東部は東京に於て澁澤榮一氏の手歸し、西部は大坂に於て松本重太郎氏の手歸すと謂ふも、必ずしも誣言ならざるべし、是れ敢て資本の上より打算して言ふにはあらず、若し指を大資本家に屈すれば、東京には三菱、三井諸家の如きあり、大坂には、鴻ノ池、住友諸家の如きあり、能く手を全國に伸ばして財力の樞軸を握る、然れども若し夫れ自から各種の事業を企て、親しく各事業の衝に當り、一身を百種の業に委ねて一々之を處理し、多々益ます辨して、快刀亂麻を斷つの大手腕を有する人を求めば、必ず先づ澁澤、松本の二氏を推し、二氏微つせば殆んど事業を起す能は

ざるの感あり、二氏が廣く東西各種の事業に關係し、且つ多く各會社重役の地位に在るを見て以て之を知るべし、銀行や、製造業や、鐵道、海運、保險業等、世人は兩氏を指して、重役の間屋、事業界の千手觀音と稱す、其の批評の中には、或は非難の意を寓する者なきにあらざるべきも、彼等諸銀行諸會社は、二氏を待つて始めて重を爲し、二氏によりて始めて信用を博し、一朝事ある毎に、多く二氏の力を假りて之を整理するを思はゞ、二氏は實に御利益顯著なる千手觀音なり、名實兼ね備ふる重役の間屋なり、世の徒らに名を假し看版に掲げられ、御神輿として昇ぎ上げらるゝ頭取社長の類に非ず、我國東西の商權二氏の手歸すと云ふもの、豈誣言ならんや、

松本君帝國議會に臨む爲めに上京す、余即ち其の旅寓を訪ふて意見を叩く、財政の批評、事業界の觀察、將來金融の趨勢等、幾多聞く所あ

りと雖も、今は略し、君が多くの事業に關係し、所謂重役問屋の境遇に關して、頗る熱心に語られたる述懐は最も聞くべきものあり、曰く、

兼業は社會幼稚時代にのみ必要

『世運未だ進まず、人智未だ幼稚に、人の率先して事に當る者なき時は、或は一人にして幾多の事業に手を出すこと、洵に已を得ざるなり、然れ共世運既に進みて、事業の益ます複雑なるに及べは、必ず分業ならざるべからず、業は専らなるに精しく、散漫なるに荒さむ、俚諺に所謂二兎を追ふ者は一兎をも得ずとは、分業の眞理を述べて盡せりと謂ふべし、到底事業は専ら一方に従ひ、銳意之に力むるにあらざれば、進歩を期しがたし、余は方今身を實業界に立てんとする者の、餘りに多情にして、爲めに幾多の弊害を醸すこと多きを憂ふるものなり、』君は先づ此の如く分業の利と、兼業の弊を述べ、然る後自家の經驗に

説き及ぼして曰く、

『分業の利は此の如し、然れども余の如きは兼業の最も甚だしきものとして知られ、世人は余輩を見て事業の間屋と爲し、凡そ新たに事業を企つれば、必ず先づ余にも加盟を勧めんと欲す、勢ひ此の如し、一身を以て銀行にも當り、鐵道にも任じ、工業にも保險にも關係する余にして、今に至りて分業を語らば、世人は忽ち余の言行矛盾を非難するなるべし、然り、余は實に幾多の事業を一身に兼ね、而して余は實に余が實驗に徴し、兼業の弊を悟りて分業の必要を自白するものなり、余は今日まで實に分業の原則を反對に實行せり、然れども今は全く其非を悟り、今後一兩年の間には、着々其方針を改め、漸く一方に専らならん事を期す、』

世の進歩と共に兼業の弊害

『余の如く幾多の事業に關係する時は、専ら一事に銳意して其利益を進むる能はざる不便多きは勿論なるのみならず、時に自ら從事する甲乙二業の間に、利害の衝突する場合には、殆んど手を下すに困むこと多し、近來我が大坂には、世人の知るが如く、手形の不渡、銀行の蹉跌、會社の失敗等の爲めに、小恐慌を起したり、而して八方に關係する余は、斯かる場合にも、之が救済の容易ならざるのみならず、若し一步を誤らば、甲の會社にして失敗せば、其會社重役の關係する乙銀行は、意外の取附に遭ひ、乙銀行の仕拂停止は、忽ち其銀行と取引ある丙會社に迄で餘殃を波及し、其極恐慌をして燎原の勢威を逞くせしめんとす、其般鑑は近頃既に少なからず、是余が兼業主義の大弊として頗る恐るゝ所なり、』

『元來兼業の不可なることは、今日に始まりたるにあらず、然れども

世運尙は幼稚にして、人の率先して之を爲さざる間は、止を得ず之を爲すの必要あり、既往の我が實業界には、率先して新企業の試験を爲す者少なく、而して一方には輸出品を増し、一方には輸入品を防ぐの必要あり、故に不肖余の如きも、時勢の必要に迫られ、輸出の爲めには紡績燐寸の事業を起し、輸入防止の爲めには、麥酒、セメント等の事業をも始め、陸上の交通には鐵道會社を起し、海上の交通には航海會社を企て、其間には各種の保險會社をも設立し、之が金融機關として、銀行をも創立し、諸は一身を以て八方に當りたり、然れども今は人皆新事業の利益と必要とを悟り、各専門に之に當る者多し、また一人を以て八方に手を出すことを要せず、况や自身は從來の經驗に依りて、幸ひに八方に手を出すことを得たりとするも、此の幾多の事業を擧げて、子孫に傳ふる能はず、是非とも專業を選みて之を傳へざる

べからざるなり、』

兼業悔悟の實驗

『今日に於て兼業の不可を悟りしもの、特り余のみにあらず、頃日岩崎日本銀行總裁に會して、此事を語りしに、總裁もまた之を然りとし、また澁澤榮一氏に語りしに、氏もまた同感なりき、而して諸氏も皆將來分業の方針を執らんとすといふ、是れ時運の既に兼業を不可とするに至りしなり、然るに方今の實業界は、先輩と稱すべきの徒が、何れも幾多事業を兼任する爲に、後の身を商界に立てんとするものも、また之を學び、八方に手を出すを以て名譽となし、又利益なりと信じ、所謂二兎を追て一兎をも得ず、或は甲業の失敗より延て乙丙の各種にまで波及せしめ、自ら損じ、併せて他を傷つけ、終に社會公衆をも困らしむるに至るは、最も誠めざるべからず、今日以後の實業界は、一

に分業にあり、若し先輩が兼業の失敗をも悟らず、後進の徒求めて之に倣はんとするあらば、其弊や實に恐るべし、此に於て余は自己の經驗と、今日之を悔ゆるの懺悔とを自白し、世の後進者に告げんと欲す、』と、君は此の如く説き去て、自ら將來處世の方針を一變せんとするの意を漏らさる、而して岩崎、澁澤の諸氏、亦同感なりと云ふを聞けば、諸氏が實業界に於ける重役の間屋も、蓋し遠からず其觀を一新するに至るならんか、

(明治三十年三月)

一一 戊辰夢物語

陸軍少將 矢吹秀一君の談

明治三十年五月七日早朝、矢吹少將を訪問す、談は今度伏見に建設せられたる戊辰東軍戦死者之碑に端緒を開く、

伏見戦死者の建碑

『戦死者の祭典は明後日催されるので、私も臨席したいのですが、生憎く差支があつて行かれませんが、幕人を代表しては榎本さんが行かれます、昨日戦死者の過去帳や何か調べて榎本さんの所へ送つて置きました、どうも戦死者の姓名の分らないには困る、それも今日の大尉とか中尉とかに當る士分のもは格別、姓氏のない兵卒で、單に權助とか三平とか言つた分際では、戦死者がなか／＼分りません、現に私の

隊の戦死者でさへ碌に分らない位だ、何分瓦解の當時でありまして、幕府の帷幄に參する人も、戦死者などの事に餘り注意しなかつたものと見えます、』

伏見戦争の敗れたる所以

『伏見の戦では三日四日五日と連日戦争を致しました、彼時あのときには東軍は人数も多いから、指揮官が其人を得たことなら、あんな敗軍にもならなかつたでせう、其初東軍が伏見迄進んで居つて、これから開展した地面へ出て花々しき軍をしやうといふ處へ、三日(?)の夜でしたか、俄かに指揮官から淀へ引き返せとの命令であつたので、これが已に戦の大勢を決定したのです、淀と云ふ所から前進するには、どちらへ向いても一本道で、大軍を動かすには不都合極まる地形なのだ、そこで私の隊は先登でありましたから、始終敵を引き受けて、前申した如く

連日戦を致しまして、後の方に控えて居る隊は、いつも傍觀の地位に立ツて居る、これが即ち一本道であるから仕方がないので、尤も後方の隊は、宇治の方へ進めば宜かつたのだ、兎にかく斯く地形の不利なる處へ退いたのと、今一つは是れから京都へ突き入らうとする處へ退却の命令が下つたので、士氣が大に沮喪して、東軍の敗北となつたのです、當時の總大將とか參謀長とかいふ人には、是等には氣が付かず、ホンの一時の出來心で退却の命令を下したものと見えます、固より舊來鎖國の陋習を破つて諸外國と交通しようといふには、幕府は到底成立しないので、天下の大勢已に定まつて居る、伏見の戦の勝敗如何はこの大勢を如何ともすることが出來ないのですが、さて負けたいふと名がわるい、』

當年の形勢

『伏見の戦は今申した通りで、指揮官其人を得なかつたのと、藤堂の裏切りとで、見事東軍の敗北となつた、藤堂は幕府股肱の大名で、中國西國から京都へ入る關門を守つて居つたのだが、これが何時の間にか裏切りをして、竊かに兵士を繰り込んだ、そこで東軍と川を隔て、砲戦しました、其時私も藤堂の丸を食つて股に負傷しました、對戦の最中に、後方に砲聲が聞こえる、そりやこそ大變と東軍は總崩れとなつた、後方に聞こえる砲聲といふのは、薩軍が山の上から打ち出した鐵砲なので、其の兵士は少なかつたが、何分地勢の利を占めて居つたのです、それから私共は大阪城で創の療治を致して、三十日も経つたら治らうから又出て軍をしやうといふて居る内、何時の間にやら慶喜公は船に乗つて逃げられた、あの時、天下の大名どもは、内心では幕府に心を傾くるものが多かつた位だから、大阪城に據つて固守したものと

なら、容易に落城はしなかつたろうと思ひます、』 (明治三十年五月)



戊辰元旦時帶藩命在大阪、

岡本黄石

無端逆旅遇新正、

天上已驚人亦驚、

風色雲光何黯慘、

冬來殺氣滿春城、



一一一 松陰先生遺稿の話

子爵 品川彌二郎君の談

苦談樓主人子爵、其の苦談樓を改築し、工事中、暫らく不二見町六丁目
目の假邸に移り、白眼徐ろに世上の人を視る、一日其邸を訪ひ、話次
東洋の時事に及ぶ、子爵乃ち吉田松陰自筆の遺稿一編を出して示し、
ドウダ先生は旨い事をいはれて居るであらう、マ、讀むから聞け、と
且つ讀み且つ評せらる、

古の三韓任那と今の朝鮮臺灣

『夫坤輿之形勢、有不能不合者、有不可不合者、如我奥越、
地脉接續、不能不合者也、至三韓任那諸蕃、地脉雖不接續、而形
勢對峙、吾不往彼必來、吾不攻則彼必襲、將釀不測之憂、是不可』

不_レ合者也、然不能_レ不_レ合者、不_レ合則不_レ合、不可_レ不_レ合者、合_レ之必合、後之人、徒見_レ其今、而不_レ思_レ其昔之得失、見_レ不能_レ不_レ合者之已合、曰、雖_レ不_レ合亦合也、見_レ不可_レ不_レ合者未_レ合、曰、雖_レ合不_レ合也、非也、吾謂、三韓任那、不可_レ不_レ合、而合_レ之必合者也、

ソレ今の朝鮮や臺灣の事に思ひ合はせたら、能く分かるだろう、合はせねばならぬ者も合はせなければ決して合はない、況して合はねばならぬものでも合はぬとあるは、畢竟能はざるにあらず、爲さざるなりだ、其の次を讀むから聞きなさい、

國朝之定_レ奧越、吾無_レ得間然矣、獨至_レ治_レ三韓、未_レ曾無_レ得失_レ也、神功藉_レ列朝之威力、一舉服_レ新羅、新羅既服、則收_レ兵不_レ復窮追、納_レ質子、定_レ貢額、使_レ高麗百濟望_レ風而降、得矣、既而遣_レ勳舊之武内、按_レ察西海、以遙制_レ三韓、得矣、然讒間入_レ之、其任不_レ久則失_レ之、後置_レ府

任那、以驅_レ使三韓、最得矣、雄略之八年、破_レ高麗_レ之事、可_レ以觀_レ矣、又其後置_レ太宰府、重_レ其任、假_レ其權、以_レ九國二島之力、懾_レ服諸蕃、其得如_レ武内之事、而歷世沿而不_レ改、則最足_レ觀_レ其得_レ矣、但後世至_レ衰弊日甚、選_レ吏不_レ精、而諸蕃稍倨、則失_レ之、

臺灣で數ば、土匪が起り、拓殖の實の舉らないと云ふのも此所だぜ、

凡諸蕃之狀、高麗新羅、往往偏強、寇_レ攘隣國、百濟任那、則柔懦不_レ立、常恃_レ吾以解_レ難、而吾絕海差_レ軍、討_レ罪救_レ危、軍不得_レ不_レ衆、恃_レ不得_レ不_レ重、意當時之議、或有_レ恐_レ其尾大不_レ掉者、故諸將亦候_レ朝廷之旨、慮_レ專擅之嫌、匆匆了_レ局、率不_レ周歲_レ而還、徒事_レ一時之勝、而無_レ復久遠之計、故彼之視_レ我兵、猶_レ暴雨、暫避_レ其銳而已、推古之遣_レ皇子、有_レ見_レ于此、歟、來目之不_レ至而薨、當麻之不_レ果_レ於行、誠可_レ惜也、然是時、女皇臨御、權奸當_レ道、而庶戶之心不可_レ測、則遣_レ二皇子_レ之舉、亦

安知_レ非_下去_ニ其所_ヲ憚者_上哉、嗚呼、天地失_レ位、陰陽失_レ序、則無_ニ動不_レ凶、宜矣其事之不_レ遂也、

ドウダ朝鮮近日の事を豫言して居るでは無いか、近來朝鮮にあれだけ世話を焼き、骨を折って遣って今日の有様は如何、一體此の不始末は何故であるか、次を讀むと分かる、

夫德以懷_レ之、威以畏_レ之、馭_レ夷之常法也、使_下任那府、置如_ニ倭武_一如_ニ武内_一之將_上、重_ニ其任_一、假_ニ其權_一、兵足_ニ以衛_一、餉足_ニ以食_一、專愛_ニ養其民人_一、懷_ニ柔任那百濟_一、不_ニ敢輕蔑臨_一之、則新羅高麗、亦將_レ懷_ニ吾德_一焉、若尙迷頑抗_レ命、則率_ニ任那百濟_一、往問_ニ其罪_一、誰有_下不_レ畏_ニ吾威_一者乎、唯其不_レ能_レ然、故吾之討_レ罪、彼已不_レ爲_レ威、而救_レ急彼亦不_レ爲_レ德、日羅之答_ニ敏達_一、亦有_レ見_ニ當時之失_一、不幸遭_レ害、其策不_レ用、可_レ不_ニ深惜_一哉、百世之後、豐太閤之征_レ韓、可_レ謂_下以_ニ不世出之才_一爲_ニ未曾有之舉_一者乎、

然唯有_ニ威能畏_一之、而無_ニ德之懷_一之、不_レ可_レ不_レ合、而合_レ之必合者、遂不_レ合、悲哉、

急を救ふても徳とせられず、罪を討しても威を爲す能はざる失策を遣つた者は何所ぞ、徳を以て懐け、威を以て畏れしむる馭夷の常法は、此ッ地では遣らないで、皆んな露西亞が遣って居るではないか、」
子爵は此の如く説いて、古人着眼の周到なるを激賞し、更に話頭を轉じ、

松陰先生と象山先生

『松陰先生と象山先生との關係に就いて、近頃新らしき事實を見出した、松陰の外船に乗らんとしたときには、象山は明らかに知て居たのだらうとは今日まで誰れも思つて居たが、實は象山は知らなかつたのである、尤とも當初象山が松陰に對つて海外に渡りて彼國の事情を知

るとが當世の急務であると説き、シカシ此事は今日至難の業である、と云ふと、松陰は、宜しい、と一言した丈けで、別に何事も言はなかつたけれども、其時自から其任に當らうと覺悟したに相違ない、象山も其の氣色を察して、之子有靈骨の詩を書いて送つたのだ相だ、然るに松陰は其の時其詩を懐ろにし象山の許を辭してから、暫らく經て再び象山の許を尋ねたが、其時には一言も外國へ渡航の事に説き及ばない、ソコデ象山も、彼の事は到底行はれない爲に、斷念したものだと思ふて居た、スルと其後に松陰は遂に米國船に乗らうと企て、捉へらるゝことに爲つた、其れ故に、象山は、松陰が一旦渡米を企てゝも、最早斷念したと思つて居たのであるから、其後愈いよ實行するといふことは、實は象山には意外であつた、然るに其の連累で獄に下されたのは、事實を誤解せられたのである、此所に其の頃象山が詠んだ長歌

がある、斯うだ、

思ひをのぶる歌

日の本の倭の國は、千早振る神の御代より、高知らす天津日嗣の、万代に絶ゆるとなく、天皇の敷ます國と、たちむかふ四方の夷を、はき清め、むけたひらげて、青雲のたなびくきはみ、白雲の向伏す限り、國原は馬たてつらね、海原は船みてつゞけ、天の下國つ力を、望月のたらはしてんど、おほけなく身をも思はず、月に日に心つくせしを、まがつひの神の志はぞか、ゆく道のいくらもあらで、みちまけにつまづきしつゝ、罪をさへおひてしあれど、石こそはまるびもすめれ、草こそは靡きもすなれ、すめろぎのみかどの爲と、丈夫のふりおこしてし、敏心とこころは命の限り、石のごとえやはまるばむ、草のごとえやはなびかむ、天地の大御神たち、信濃の大國御魂、時じ

くに天津御空ゆ、天がけり見そなはしてよ、我まつ心、

かへし歌

すめろぎのみかど畏みいつくしと

思ふ心は神ぞ知る覽

ひらき

身を以て國の爲に任ずることは實に此の通りに相違ないが、事實は世の人に誤られて居る、尙ほ實際其の時象山が知らなかつたといふ證據の書類を見出したが、今手元に無いから其の中に見せませす、』

(明治三十年六月)

一三 經濟上の國是

河 島 醇 君 の 談

日本古來の經濟政策

優勝劣敗の列國競争の間に處して、常に優者の位置に立ち、國家を昌んにせんとするには、どうしても富國強兵の策を講ぜなければなりません、然らば如何して富國の實を擧ぐ可きかといふに、必ず農工商の三者を均しく發達せしむる外はありません、元來東洋の諸國、中にも殊に日本は古來農を以て立國の基として、偏に農業を重んじ、殆ど國の唯一の財源となし、國家の經費は専ら之に依つて居た、封建時代に於て、國庫の出納、諸侯武士の俸祿、總て穀物を以て標準となし、士を封するにも、何石或は何人扶持と云ひ、徵稅の如きも、米麥何石何斗と數

へた、維新の際、一切の租税は米納を改めて金納としたけれども、今でも重農の精神は脱けません、

此の如く農業で、一國の經濟を支配した爲に、一歳の豊凶は、直ちに一般の經濟界に影響を及ぼし、穀物なる語は、廣い意味では經濟といふことのように解せられた、随つて淺草の米廩みた様な機關を設け、豊饒の年に米穀を買ひ入れ、之を積み蓄へて、凶年に其の倉庫を開き、市場に賣り出して米價の暴騰を防ぎ、よりて年の豊凶を通じ米價の平均を計つた、實に當時の經濟策は、偏に農を重んじ、富國の基本としたけれども、其の經濟策たる、常平倉とか若しくは社倉の如き方法で、僅かに其の價を維持したので、畢竟消極手段に過ぎない、又生産の方法も、肥料を加へて收穫の増加を計つたといふ位に外ならぬ、彼の大資本を投じ、土地の改良生産の發達を圖ると云ふ様な、積極的手段は、

絶えて之を見ることが出来なかつたのです、

歐洲各國の經濟政策

歐羅巴邊りの農業經濟は、我が國とは大に其の状態を異にして、土地耕作の改良から、其の生産上に於ける總ての遣り方が、先づ大に資本を投じ、良き機關を具へ、それで收穫を増さうとのみ力めて居る、但し歐洲でも、佛蘭西、獨逸を始め、奧地利、露西亞、以太利の諸國、皆な農業を以て富國の基礎とし、穀物の産出は勿論、牧畜の業までも甚だ盛んで乾酪の製造、麥酒、葡萄酒等の醸造の様な、農業的工業に屬するものも甚だ多い、随つて是等の諸國も、我國の如く、古來農業を重んじ、佛蘭西の經濟學者ケチー、チユルゴー等の様な重農學派をも生ずるに至つた、けれども其の土地を利用する方法は、彼我の間には霄壤の差がある、

英吉利は、大陸諸國と事情を異にして、土地は全く耕作牧畜に適せないのでないが、逆も自國の産出で、自國民一般の需用を充たすには足りない、因て常に供給を他國の産に仰いで居る、然し英國の中にて鐵と石炭とを夥多しく産出して、その鐵は、年々幾億萬の機械類を製出し、その石炭は年々幾億萬の蒸氣力を起すに足るから、農業に依るよりも、寧ろ工業に依る方が國の利である、且つ其の國の地勢は、四面海を繞らし、交通の便に富み、商業に利あるを以て、商工業をば國是となし、所謂アダム、スミス氏の商工業經濟は、實地に應用せられ、以て今日貿易の隆盛を來たした、是れ英國と大陸諸國とは、已に天然の形勢が違ひ、根本的にその發達を異にするから、各國皆な自國に適する經濟上の國是を選んで之を定め、よりて其の國を富まし、其の兵を強くし、今日の隆盛を來たしたのである、

此の如き状態であるから、英國の資本家は、農業よりも寧ろ商工業に向て資本を投じ、その結果として、財産家は土地所有者よりは商工業に多い、之に反して佛獨諸國では、資本は主として農業若しくは農業的工業に投ぜられ、財産家は土地の所有者に多く、随つて農工業頗る發達し、遂に土地抵當銀行、即ち我國に於ける勸業銀行の様な機關の設立をも見るに至つたのです、

今後日本の探るべき經濟政策

翻て我國を見るに、其の地勢に於て、四面の環海は頗る英國と類似し、假令少量にもせよ、鉄及石炭を産出する事も、亦甚だ英國に類似する所がある、故に商工業の點に於ては、英國を模範とすること、當を得たるものだらう、然れども我國は、土地豊饒にして能く農産物及副産物を産し、其他海産物、農業的工作品、一として歐洲各國に譲る所な

く、又等しく重農の歴史を有つて居る、だから農工業經濟に就ては、是非とも佛獨諸國の經驗を採るの外無いと思ふ、此の如く彼れが長所を採り、以て我國農工商の經濟機關を構成するならば、富國の實を收めることは、決して難くはあるまいと思ふ、

實に我國をして大に世界に雄飛せしめんとするには、どうしても先づ産業を興起させなければなりません、而して商業の機關は、幸ひに早く已に設けられたが、農工業に關する諸機關は、是れから始めて設立せらるゝのであつて、それが設立せられて、我國の生産業は茲に始めて具備するに至るのであります、即ち一般商業に對しては、日本銀行があり、外國貿易に對しては正金銀行あり、農工業に對しては、勸業銀行がある、幸ひに此三機關が充分なる作用をなし、獨り内國に於ける資本を遺憾なく運轉するに止まらず、外資を輸入して之を運轉するに

至らば、生産業の隆昌を告ることは期して待つべく、富國の基礎は始めて確立し、世界列國の間に立ちて、一方に雄視することが出来るで
ありませうと思ひます、

以上は日本勸業銀行總裁河島醇君を東京麹町區平河町五丁目の邸に訪ひしとき、君は頬邊より腮まで罩むる銀釘の如き鬚髯を震はして薩音を雜ゆる言語を以て口早に且つ熱心に勸業銀行に關して語られたる意見なり、

(明治三十年七月)

一四 五事御誓文起草始末

子爵 福岡孝弟君の談

今上陛下登極の初、明治元年二月十四日、親から紫宸殿に臨御し、五事を以て天地神明に誓ひ、以て王政維新の大綱を明かにし給ふ、曰く、

- 一 廣く會議を興し萬機を公論に決すべし、
 - 一 上下心を一にし盛に經綸を行ふべし、
 - 一 官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す、
 - 一 舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし、
 - 一 智識を世界に求め大に 皇基を振起すべし、
- と、是れ此の五條は、實に維新新政府の國是にして、新日本建國の大

方針なり、七百年因襲の幕府を倒し、政權を王室に收めて、外は萬國と並び立ち、内は國論を一にし、以て開國進取の實を擧げんと欲す、規模の雄大にして、經綸の宏遠なる、前古比類を見ず、是れ聖天子新たに大統を繼ぎ、紀綱革新の大英斷を施させ給ふに因ること、言を俟たずと雖も、また輔弼參與の職に當り、此の大國是を定めたる賢相良臣の多かりしに由らずんばならず、而して此の五事の御誓文を起艸したるものは、今の樞密院顧問官子爵福岡孝弟(當時福岡藤次)麿香間祇候子爵由利公正(當時三岡八郎)の二氏なりしとは、曾て仄かに聞く所なり、故に余は當時の始末を聞かんと欲し、一日福岡子爵を小石川金富町の邸に訪ふ、君の語らるゝ所の要に曰く、

更 始 一 新 の 大 號 令

『慶應三年十二月九日、將軍慶喜職を辭し、朝議は直ちに之を容るゝ』

に決す、然れども大權の王室を離れて以來七百餘年、其間延元中興の事ありと雖も、其業半ばにして敗れ、朝廷の官制則とるべきものなし、故に一旦政權は朝廷に還るも、事勿卒に出で、以て施設の手を下すに困しまざるを得ず、然れども先づ改革の第一着手として、舊來の攝政、議奏、傳奏の諸官を廢し、新らたに總裁、議定、參與の三職を置き、假に小御所を以て評議所と爲し、更始一新の大令を發布せらる、土藩よりは後藤象次郎、神山左多衛及び余の三人選拔せられて參與と爲れり、』

施政の大方針

『然れども本來施政大方針の國是なるもの一定するにあらざれば、百般の施設、左牴右牾して一も其功を奏する能はざらんとす、余輩は甚だ之を憂へ、先づ全國の諸侯を朝廷に會し、陛下親しく臨御して新政の

國是を宣命し、以て大更革を決行せんことを誓はせ給ふこと、最も必要ならんと信じたり、會たま九條殿を以て假に太政官代と爲し、議事所を設け、諸官廳座配を定め、徴士貢士の制を立つ、余と越前藩の三岡八郎(方今の子爵由利公正氏)と、其事に與かる、故に諸侯會盟の國是を定むる爲に、先づ其の草案を起さんと欲し、有り合ふ紙を用ゐ、矢立の筆を執り、余は先づ

一 廣く會議を興し萬機を公論に決すべし、
 一 一項を草す、時に三岡は頻りに經綸々々と唱へつゝありしが、直ちに筆を執りて第二條を草す、乃ち
 一 上下心を一にして盛に經綸を行ふべし、
 と、之に次で、余は、

一 官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんこ

とを要す、

一 舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし、

と第三第四の二條を附記す、實に當時の要務、之を外にして他に道なきを信じたればなり、而して最後に三岡はまた一條を加へて、

一 智識を世界に求めて大に皇基を振起すべし、

と書せり、而して起草の當時には、之を以て諸侯を御籬の前に會して約束したまふ趣旨なる故、籬前御規約草案と稱したるも、天子の諸侯に盟約し給ふといふこと穩當を缺くが故に、後に改めて天地神明に誓はせ給ふことと爲し、之を五事の御誓文と稱したるなり、

後に明治元年四月制度寮を置かれ、余と副島二郎(種臣)氏と共に新政府の諸機關を組織する政體書なるものを草するときにも此の御誓文を骨子と爲し、乃ち其の冒頭に置きたり、當時政體書の草案は今尙ほ藏

して余が家に在り、』

政體書草案

斯くて子爵は所謂政體書草案を出し示さる、案は一軸の巻と爲し、錦袋甚だ嚴かなるも、中は土佐半紙に矢立を以て書し、墨は濁して字跡鮮明ならず、裏面にもまた同一の事項を書き着け、眞に是れ百事創設の際に於ける覺書のみ、草案は然かく咄嗟の間に成りたる反故紙のみ、然れども明治新政體の大綱は實に此中より織り出され、後年版籍奉還、廢藩置縣、七百年來沿習の封建制度を名實ともに打破し、先づ郡縣統一の治を施き、終に進みて東西各國政體の長所を採りて、立憲代議の政體を確立したるものは、實に其端を國是五條の中より發し、政體書草案によりて其の大綱を形成したるものなることを思へば、此の一片の草案が、帝國々運進歩の上に及ぼしたる勢力は、至廣至大、物の名

状すべきものなきなり、

子爵は更に語を續けて曰く、『當初余輩が國是方針を草するや、廣く會議を興し萬機公論に決すと云ひ、上下心を一にして、盛に經綸を行ふと云ふ、恰かも方今の議院制度に練達し、上下兩院の組織にも通達したるが如し、然れども實際は然らず、當時の所謂會議とは、公卿諸侯及び各藩の徴士貢士の會議を指し、上下心を一にするとは、また之に外ならず、平民の百姓町人をして、國家の政治に參與せしめ、或は彼等をして議員を選出せしむるが如きは、起草者たる余輩も未だ夢想し得ざる所なりき、然るに時運の轉移は豫想よりも速かに、文字を改めずして精神の解釋を擴張し、後年國民代表の議員政治にまで、曩日の國是を適用して毫も支吾する所なきを得たるは、實に望外の好結果と言はざる可らず、是れ一に皇上聖明の大稜威の然らしむる所、余輩當

時の起草者たる者、豈其間に微功ある者ならんや、』

天 地 神 明 に 誓 告

『抑も當初大政奉還の後、徳川慶喜は朝廷の徳川氏に對する處置に慊焉たらず、會桑二藩の如きは、直ちに君側の奸を清めんと焦ち、慶喜を擁して二條城に籠り、大事の或は破れんとする恐ある故、慶喜は彼等を率ゐて一旦大阪に下りたるも、再び兵を率ゐて上京するに及び、終に衝突は伏見鳥羽に起り、脆くも朝敵の汚名を負ひ、折角平和に政權を奉還しつゝも、一敗地に塗れ、遁れて東歸するに至りたり、而して此の砲煙彈雨は、新政府の基礎を固むるには頗ぶる便宜を與へ、改革を進行するには殊に好都合なりき、故に東軍敗れて東に遁れ、京畿平定するに及び更に二條城を以て太政官代とし、愈よ召集の諸侯を會して大政維新を宣布せんとす、時に木戸孝允また國是の確立を説く、會

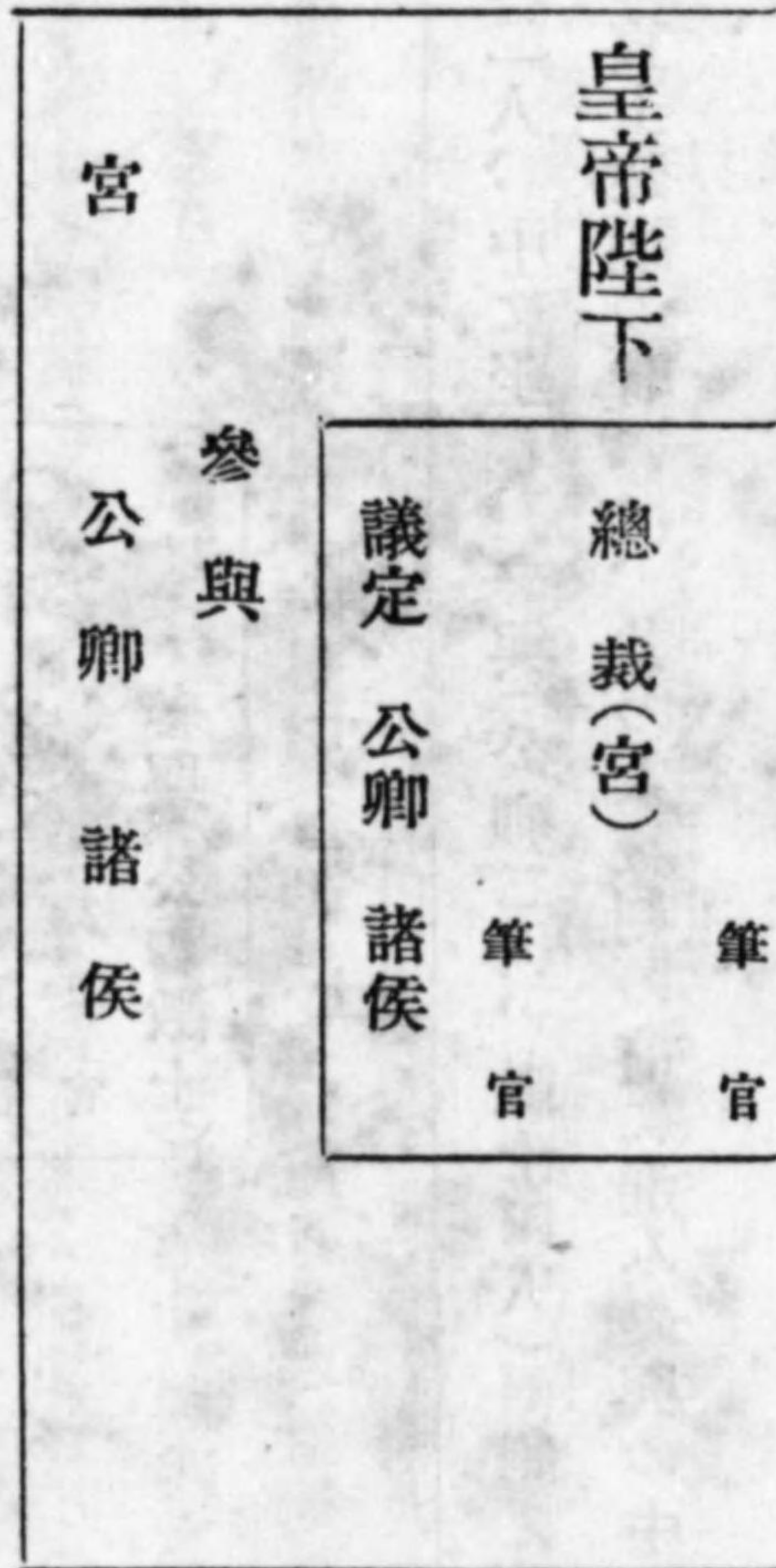
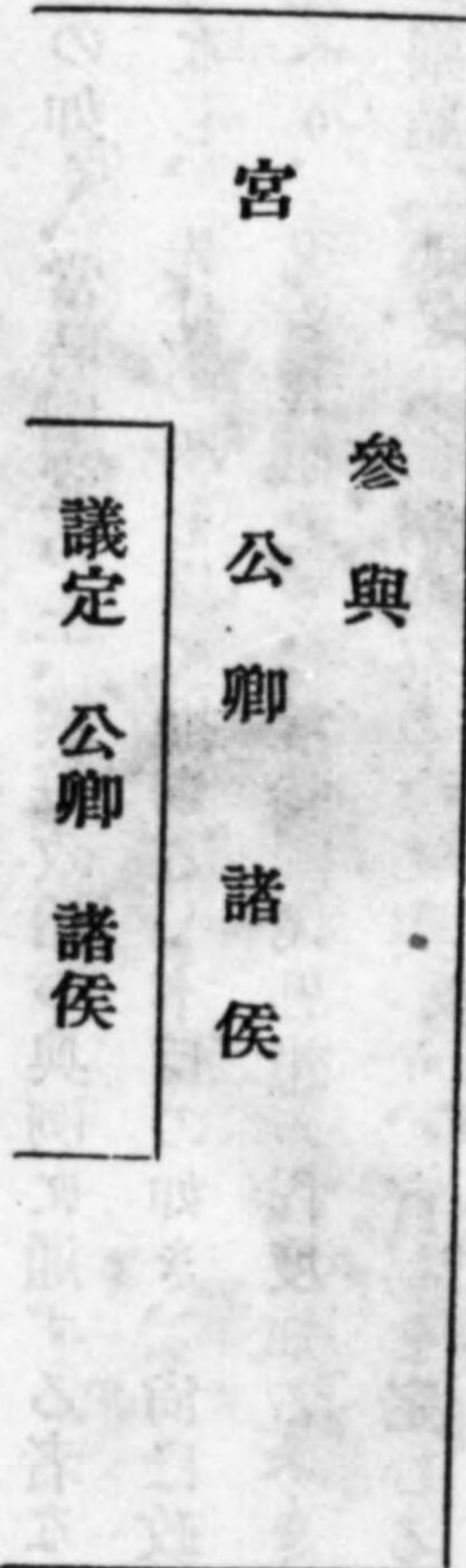
たまにあり木戸に謂ふて曰く、國是の草案は、前日、福岡、三岡、二人之を草し、其の草案は現に福岡の手に在りと、木戸乃ち余に面し、問ふて曰く、先生國是の大綱を草して之を藏すと、願はくは之を示せと、余之を示す、木戸見て大に悦び、今日の事此外に道なし、是れ以て大政一新の大國是として天下に宣布すべしと、時に議者あり、天子親から諸侯を會し籙前に之を約し給ふこと、我國躰に於て然るべからず、諸侯に對して盟約するは霸者の事にして、天子の事にあらず、故に今日の事、天子親から紫宸殿に御し、諸侯を會し、天地神明に盟はせ給ふべしと、議之に決す、乃ち籙前盟約の名を改め、之を五事御誓文と稱して、偕は二月十四日を以て遂に此の千古未曾有の大典を舉行せさせ給ふことゝ爲りぬ、』

新政の參考書

『事情此の如く、當時廟堂の上、議院政治の典例に通ずる者などは固より一人もなし、先見の明を以て推さるゝ木戸の如き、尙ほ政躰確立の方針に迷へり、况や其他をや、當時國民思想の程度知るべきなり、去れば余が副島二郎と共に制度寮の事に與かり、官制を定むるや、其の参考の書類を調査するに、存するものは、唯だ令義解、職原抄、文獻通考、雲上明覽、大武鑑及び福澤諭吉著の西洋事情の六種あるのみ、而して眞に新政躰組織の参考となるべきは唯だ西洋事情のみ、今より考ふれば大膽なるが如く、また無謀なるが如きも、實に一編の西洋事情を模範として、大政一新後の新政躰を定めたるなり、其の太政官中に假りに上下の議事所を設け、以て政治を議定し、また太政官中に内國、外國、軍防、會計、刑法、制度の各事務局を設け、以て行政事務を分掌したるが如きは、皆な西洋事情に則とりたるなり、』

上下の議事所

『然ども太政官中上下の議事所は、直ちに外國の上下兩院制度に倣ふ能はず、また實際其の真相を詳かにせず、故に余輩が定めたる職制の如きは、今より之を見れば實に奇なり、上の議事所は皇帝、宮、公卿、諸侯の會議所にして、官は總裁議定に分つ、但し公卿中の參與も亦此に會す、參與には各藩士出身と公卿出身の二あり、公卿出身の參與のみ上の議事所に會したり、之を上の參與と謂ふ、其の議場の席次は實に左の如きものなりき、



乃ち總裁一人、中に坐し、議定(公卿諸侯)各四人兩側に分かれ坐し、參與の公卿四人、議定の後、諸侯の上に分かれ坐し、諸侯建議の時、其人總裁の前に進み、議定の中に立つなり、次に下の議事所は、諸藩の徴士、貢士及都鄙有才の者の會議の場にして、官は裁判と參與に分つ、裁判は議定公卿諸侯各一人其任に充て、

參與は徵士中より任ず、故に之を下の參與と謂へり、其議場席次は左圖の如し、



乃ち裁判二人、中に坐し、參與(公卿二人、徵士四人)兩側に分かれ坐し、徵士貢士建議の時には、其の人裁判の前に進み參與の中に出づるものとす、

議事所の會議法

此の議事所には、天皇陛下臨時に出御あらせられ、總裁、議定、參與の三職、及徵士、貢士は、常參とし、五日毎に一日乃ち一六の日を休假と爲し、毎日巳刻(午前十時)會集し、午刻(正午)會議し、未刻(午後二時)退散するの制にして、議事の次第は、前日上の議事所より議案を提出し、翌日下の議事所にて、徵士、貢士建議し、裁判之を聞き、筆官之を記録し、討論せしめず、唯だ言ふ所を盡くさしむるのみ、決議の次第は上の議事所に於て議定職覆議し、總裁職其宜しきに従ひて之を斷じ、筆官之を書するの制なり、時運は急轉直下、暇々として進みて止まず、故に百般の制度朝令暮化、久しく一定したるものなしと雖も、此の上下議政所の制の如きは、實に我國議院政治の端緒を開きたるもの、之を創定したるは、余と副島とにして、二人共に尙ほ健在

するも、今より之を想へば、恍として隔世の如し、我が國運轉移の急且劇なる眞に驚くべし、後の史を編むもの、須らく此等の事情を會得するにあらずんば、他日事實の眞を得難からんとす、余が之を足下に語るは、亦他日修史家の参考に資するあらんことを欲すればなり、と、

(明治三十一年六月)

偶 成

木 戸 孝 允

一種寒燈照眼明、沈思默坐無限情、回頭知己人既遠、
丈夫畢竟豈計名、世難多年万骨枯、廟堂風色幾變更、
年如流水去不返、人似艸木爭春榮、邦家前路不容易、
三千餘萬奈蒼生、山堂夜半夢難結、千岳萬峰風雨聲、

一五 臺灣生蕃の教育

伊澤修二君の談

前臺灣總督府民政局學務部長伊澤修二君、職を辭して東京にあれども其の臺灣教育に銳意なるは、前日官に在るの日と異なるなし、一日君を小石川第六天町坂上の邸に訪ふ、家は濱尾大學總長、久保田前文部次官と對し、此邊久しく文部省顯官の淵藪たり、君が臺灣に赴任するや、舊邸には有地海軍中將移り住み、君は同邸中に新たに一家を建設す、家は大ならずと雖も、庭園は甚だ濶く、歸去來、以て松菊を撫でて盤桓するに堪へたり、余は直ちに臺灣生蕃教育の狀況を問ふ、

熟 蕃 教 育 の 容 易

「熟蕃教育は生蕃教育に比ぶれば甚だ容易なり、熟蕃の子弟は性質敏

捷にして、記憶も速かに、言語の盡さる所は筆談を爲すの便あり、故に其の進歩甚だ速かにして、各所に設けたる國語傳習所の成績は、皆な豫想よりも良好なり、本年四月以後入學せしめたる傳習生は二千餘人許にして、此等は六ヶ月間に卒業するものなれば、今後數月にして皆な世に出で、更に他の土人を教育せば、其効果は頗る著しきものあるべし、然れども生蕃に至りては、決して此の如く容易きを得ず、』

生蕃教育の困難

『彼等生蕃人は、古來教育を受けたることなく、眼中一の文字なく、其の性質も甚だ粗雑にして、緻密の智識を有せず、故に彼等に言語文字を教ふるも、其の理解力は甚だ遅鈍なるを免れず、往年劉銘傳の臺灣巡撫たりしとき、僅かに恒春附近の生蕃中より、俊秀の少年を選抜し、伴ひ來りて教育を施したることあり、然れども其の教育は、純然た

る支那風にして、其の教育の進むに従がひ、頭を辮髮にし、衣服を支那風にして長むたれば、本來支那人を以て不俱戴天の讐敵とする生蕃人は、此の支那化したる子弟の歸郷を許さず、故に彼等は終に蕃地に往て同族を教化するの道なくして止みたり、其中の一人にして唐景崧の巡撫の時まで臺北に留まりしものあり、我が版圖に歸して後、余が同伴したる伊能嘉矩氏之を養ふて子と爲し、生蕃教育の用に供せんと欲したるに、不幸にして昨年死去せり、實に教育の未鋤は、未だ曾て生蕃の疆域に下されたるをなきなり、』

生蕃教育の熱心家

『總督府は、施政の初より意を生蕃の教育に注ぎ、曾て劉銘傳の爲すが如く彼等の子弟を呼び寄せることを爲さず、進んで生蕃の境に入り、彼等と起居飲食を共にし、献身的の熱心を以て先づ感化の端緒を開か

んど欲し、其人を求めたるに、余が同伴したる一行中、相原新二なる人あり、奮つて之に當り、昨年秋以來恒春附近なる猪臘東の蕃社に入り、彼等の教育を始め、跣足裸躰、毫も土蕃の風俗に逆はず、専ら教養化育を力めつゝあれば、昨今は餘程其の功績の見るべきものあるべしと雖も、未だ其後の消息を聞かず、』

生蕃の撫育

『其後臺東に支廳を置かるゝに及び、支廳長相良長綱氏は、また熱心に生蕃の感化に力め、臺東附近には生蕃教育二所を設けたりと云ふ、臺東は、臺灣の東海岸にして、四面皆生蕃なり、故に臺東行政の第一着手は、生蕃の教育なり、相良支廳長また此に見るあるが如く、力めて土蕃を撫育し、管内の蕃社七十有餘、今は皆歸服す、氏の言によれば、一朝事あり、余が管内の土兵を集むる必要あらば、余は三日を出でず』

して二千人の兵を集むること易々たりと、其の撫墾の功績を想ひ見るべし、然れども教育の効果は決して此の如く容易ならず、畢竟彼等生蕃は、銃を荷ふて山野を跋渉するは、其の常職にして、穀菜の培養、家政の整理は、婦女之に任ず、故に男子は殆ど全く兵なり、彼等の体格と性質とは、最も良く兵に適す、身軀は強壯にして山野の跋渉に長じ、勇敢にして争鬪を好み、最も小銃の射撃に長じ、族長に畏服し、規律を守ること他國に於て比類を見ず、此の如きは兵として最も適當の性格を具有するものなり、然れども周密なる智識を要することは、彼等の脳髓の堪ふる所にあらず、故に銃を提げて戦に臨むは喜んで之を爲せども、室内に在て文字を學ぶは未だ彼等の能力に適せざるなり、故に兵として訓練し、之を軍隊的に操縦するは容易なれども、文字の教育を授けて智徳を涵養するは、頗る難し、是れ相良支廳長も大に苦

心する所と云ふ、然れども熱心に力めて倦まずんば、漸やく効果を奏するや疑ひなきなり、』
(明治三十年九月)

高砂 (謠曲)

高砂といふは上代の、萬葉集のいにしへのぎ。住吉と申すは、いま此御代に住み給ふ延喜の御事。松とは盡きぬ言の葉の、榮えは古今あひ同じと。御代をあがむるたさへなり。よくく聞けばありかたや。今こそ不審春の日の、光やはらぐ西の海の、かしこは住の江、こゝは高砂。松も色そひ、春ものごかに、四海波しづかにて、國も治まる時つ風、枝を鳴らさぬ御代なれや。あひに相生の松こそめでたけれ。けにや仰ぎても、言もおろかや斯かる世に、住める民さてゆたかなる、君のめぐみぞありがたき。

一六 嗜好と道樂

男爵 伊東巳代治君の談

前内閣書記官長伊東巳代治男、自由黨の操縦志成らず、伊藤内閣更迭と共に、冠を掛けて閑地に就き、日夕盆栽を養ひ、寫真機を弄し、或は獵銃を肩にして効外に跋渉し、優悠自適、徐ろに世上を睥睨し、窈かに土を捲き重ねて來るの機を待つものゝ如く、反對黨は見て隠然たる一敵國と爲し、他日政界風雲の噴火口は、蓋し男の身の上にあらんとまで指目せらる、一日男の談論を聞かんと欲し、其邸を訪ふ、邸は麴町永田町一丁目に在り、獨逸公使館に隣り、門の左右は長く古雅なる檜垣を繞らし、門内一株の老柳を樹う、長崎縣華族伊東巳代治と、筆太に書したる標札、先づ人目を呼び、本邸の右方別に一邸あり、

伊東控邸の牌を掲ぐ、本邸門内、短冊形の石上を行くこと數歩、式臺の折戸は二段に疊みて左右に別かれ、樺板の沓脱は、光澤鮮かにして鏡の如し、刺を通じて謁を求め、延かれて左方の樓上に登れば、樓は二室を連れ、東南に開けて庭園を眺むべく、沈南蘋花鳥の双幅は、床頭に掲げられ、古色蒼然たる古銅佛像其前にあり、床脇の棚には數口の日本刀を錦囊に藏め、詩繪の刀架に懸く、唐木の長机は上に數種の文房具を備へ、次の一室には、春畝山人の筆に成る熱海雜詩の匾額を楣間に掲げ、下に紫檀の臺子を置き、茶具之に備ふ、萩莖の簀の子障子を繞らし、龍鬚の莖の上には、象皮の座蒲團に、紫檀の煙草盆を伴ふ、待つこと多時にして輾轉たる車聲は、余より前なる訪客の歸るを傳へ、次で余は迎へられて樓を下り、導かれて庭中を歩す、庭園廣濶、泉水瀟洒、苔石修竹其間に點綴す、前日の暴風は烈しく庭中を虐し、

槎枒たる老楓、未だ霜に染まらずして葉は既に淡紅を帯び、清癯なるヒヨロ松は、未だ老へざるに、多くの杖に扶けらる、二三の老豪駄は風に惱める卉木の修理に忙はしきが如し、庭を過ぎて、池上の石橋を渡り、鬱蒼たる緑樹の間を過ぐれば、庭は一生面を開き、大小無數の盆栽を陳列し、種類の多く、逸品の夥多しき、其趣味を解せざるものにも、願望賞觀歩を移す能はざらしむ、此の別天地の奥に、又一閑亭あり、此所にも盆栽を所狭きまで陳列し、自ら椽側に出で、坐し、左顧右眄賞玩に餘念なきが如き人、是れ晨亭男爵なり、近頃新たに撮影せられたりと覺しき「ゴタツク」の寫真原板七八葉は、今や現像を了へて乾燥しつゝあり、寒暄述べ去りて直ちに縦横の談に入る、其間烏雀の庭上に飛ぶあれば、主人の眼光は毎次鋭どく其方に向つて注ぎ、或は架上の盆栽を傷はんことを憂ふるものに似たり、以て其の嗜好の一斑

を知るべし、談は

盆

栽

に始まる、「當時市中の植木屋で、盆栽の稍や見る可きものを持って居るのは、唯だ苔香園ばかりだ、其他は皆語るに足らん、素人では岩崎の外には、根岸に華族の石川といふがある、また實母散の喜谷なども盆栽では名高い方だ、其他山梨縣の風間某といふが、先頃東京に住んで盆栽家といはれたが、其品は多く岩崎と僕との手に入つた、盆栽は他の園藝と異つて、年代と培養との辛苦を積み、小盆の中に天真の態を示すのだから、其木は樺でも松でも、刀や鋸を加へる様な事をしないで、唯だ自然の形を存して、恰も數十百年の星想を経、一盆の裡に鬱蒼たる森林を望む様な趣味を賞するのだ、他の奇卉を海外に求め、異草を温室に養ひ、珍奇で以て人に誇る様な事は、盆栽家はしないのだ、」

と説きて漸やく

交

際

の事に移る、「僕は盆栽では、方今多く誰にも譲らぬ積りだ、けれども僕は他の同好の如く、展覽會に陳列して人に誇つたり、又は人を自邸に招いて共に賞する様なことはしない、閑があれば自から水を灌ぎ、根に肥料をやつて獨りで楽しんで居る、ダカラ僕は東京に出てから二十餘年になるけれども、友達は甚だ少くない、尤も僕から求めたら、其人がないでもあるまいが、僕は何人にも交際を求めない、近年になつて、自由黨と提携の必要があつて、始めて板垣や其他の黨員とも往來する様になつた、其外には今日でも友達は甚だ少ない、故に世人は僕を陰險憎むべき奴だと思つて居る者が多い様だ、然れども僕は構はぬ、僕自ら信ずる所がある、所信の爲には何人にも志を枉げない、故

に自由黨などでも、曾て民黨と稱した頃には、僕を攻撃することは他の改進黨よりも烈しくて、或は蛇蝎の如くに呼んだ、其後板垣と會見し、其事を語る毎に、人は曾て見なければ分らぬものだと言ふて大笑ひすることがある、實に僕だとして交際を求めて、所謂八方美人で愛嬌を振り蒔いたならば、斯程に世上の憎まれ者とはならないだろう、去り乍ら世上の毀譽褒貶は、唯だ彼等自分の利害の爲に言ふのだから、僕には何とも無い、僕は性來進んで他人に交際を求むることは嫌ひだ、故に是まで僕が在職の日、政府の反對黨が、僕を攻撃して假借する所なかつたばかりで無く、政府部内でも僕に不満のものが多かつた、是れは其の筈だ、僕は政府の大番頭だ、各省互に我田引水の要求を提出して來るとき、一人固く執て之を審査して、公平無私に取捨するものがなければ、政府は各省割據で、到底統一することが出來ぬ、此事は

昨今の内閣に鑑みれば、思ひ半ばに過ぐべしだ、内閣書記官長といふ職は、此の各省の要求に對し、嚴正不偏で、至當の要求には應ずるが、不當なるものは一切跳ねつけねばならぬ、其の跳ねつけられたものは之を遺恨に思ふて、逆まに僕を攻撃するのは必然の勢ひだ、若し之を恐るゝ様では、一日も政府大番頭の職に居ることが出來ぬ、』と談は進みて

人 材 登 用

に入る、『人材登用といふ事は宜いことだ、在野の政治家連は、從來毫も政務の實際を知らないから、兎角無責任の事を云ふて困る、然れども苟も其局に當れば、まさか前日の様に放言することが出來まい、また人材も不人材も、局に當らしめて試験しなくては、器の鋭鈍が分らぬ、幸ひに今度彼等を登用したのは、錐を囊中に置くと同じだ、脱き

出る者は、其の才を見せるであらうし、そうでないものは棄てられる
 だろう、今の老人達とて、到底何時までも生存し得る者でなく、皆遠
 からず其席を譲らなければならぬ、其時の局に當たるものは、今から
 其人を養ふて置くのが頗る必要だ、角力は幕下の取り組みが最も興味
 がある、横綱の角力になつては、大事ばかり取つて毫も趣味が無い、
 故に僕等は、幕下連が進んで勝負を争ひ、早く幕の内に入ることを望
 む、其時になれば、僕等も亦一方に出て、一と角力とることを辭しは
 せぬ、』斯く説きて更に自家の

就

官

に及び、『今日の何新聞かに、伊東巳代治は再び内閣書記官たらんと欲
 して、窃かに運動するとか書いてある、一讀噴飯、再讀絶倒だ、巳代
 治驚なりと雖も、マサカまた三千五百圓の年俸の爲に腰を屈むる様な

事をするものか、僕は十九歳で伊藤の老爺に擧げられ、昨年まで官仕
 二十五年、其間一日も閑地に就かぬ、役人の境遇には殆んど飽き果て
 た、幸ひに近頃閑日月を得て、かねて好む所の盆栽や、寫眞、または
 獵銃等で身軀を養ふて居る、此の閑天地の興味は、三千圓や五千圓で
 換へられるものか、然れども僕もまた身を以て國に盡くすといふ至誠
 に至つては、誓つて他の人の後に落ちない積りだ、故に若し國家に緩
 急あり、僕を必要とするの日があれば、何時でも出て全力をつくす積
 りである、幸ひに方今治平無事の日、何を苦しんでまた就官を望まう
 ぞ、况や三千五百圓の年俸は、僕が一歳の婢妾の費用にも足らないの
 だ、』と意氣昂然たり、話頭轉じて

品

行

の事に及ぶ、『人は僕を放蕩無頼の徒の様に云ふ、成程、僕は酒樓にも

飲み、待合にも遊ぶ、人の身体は際限なく使はれるものでない、官務鞅掌、燭以て晷に繼ぎ、不斷精神身体を勞するものは、必ず慰むる所が無くてはならぬ、故に斯様に盆栽も眺め、骨董品も愛し、時としては酒樓に酔ふて美人の膝にも眠る、是は神身静養の手段だ、彼等は公然杯酌に侍して興を助くるが商賣だ、之を集めて酒を飲む、賞めたことでは無くとも、深く咎む可きことでもない、世の中には、表に君子を装ふて、陰で不品行を働き、甚だしきは下女に戯れて不意の散財をする様な大偽善家も少なくない、之を他の僕を非難する偽善家に比べて、何ッちが宜いだらうか、』と既にして話頭また一轉し、財政の事に移り、歳入不足填補の方法に關して問へば、男は直ちに、

地租増加

を以て之に答へて曰く、『抑も戦後の經營をやり遂げるには、必ず歳入

をも大に増さなければならぬ、故に僕は最初から地租増徴を唱へた、當時内閣では成る可く負擔を平均にすると云ふて、先づ商工に課税する方針を採つた、また農民の負擔を極端まで増すときは、他日國家萬一の變の爲に、更に増税の必要あるとき、財源が無くなるから、暫らく之を蓄へ置けといふ説が多かつた、それで僕等も強て増税を唱へなかつたが、彼の營業税や、煙草專賣の様な姑息の財源のみでは、到底此の膨脹した國家の財政を維持することが出来ぬと思ふて、早晚地租増徴の必要を認めて居る、方今物價は騰貴し、戦後經營の歳出益ます増加するとき、地租を増加しないで、どうして財政整理の功を奏することが出来やうか、故に僕は何人が局に當るとも、地租増徴は之を賛成する積りだ、』と、

男快辯縱横能く談じ、長江大河蕩々汨々盡きざるが如し、然れども訪

客の刺を通じてまた來り待つあり、乃ち辭して退き、門を出づれば細雨蕭々として時既に夕なり、

(明治三十年九月十一日)

雨後苔痕合、階前竹色多、

先生有微怠、終日讀維摩、

一七 圓滿辭職

男爵 石黒忠恵君の談

二十六年目の辭職

『エ、僕の辭職かい、全く事實です、が、實は辭令の下がるまでは誰れにも知らせない積りで、親族にさへ話さなかつたのだ、トコロがトウ／＼新聞屋が聞き出して來て素ツバ抜いて仕舞ツたから、モウ隠しても仕様がな、又實は少しも隠すには及ばないのだ、世間で兎や斯ふ言ふて呉れるが面倒だから、故意と祕して置いたのだ、モウ一兩日中には御聽許になりませう、シカシ僕の辭職は他の一般の辭職とは全く違ふて、辭表を突き出して直ぐに湯治場へ往くとか、後とはどうでも構はぬと云ふ譯には參らぬ、今でも毎日役所へは出勤し、また辭令

が下つても、當分一ヶ月位は失張り出勤する積りである、此所が大に理由のある所だ、』

と、是れ陸軍々醫總監石黒忠憲男が、辭表を呈出せられたりと聞き、九月二十七日の朝、其邸を訪問したるとき、冒頭先づ大笑しつゝ語られたる端緒にして、男は更らに語を續けて曰く、

辭職の理由

『僕の辭職には種々理由があるが、先づ第一に此の身躰がいけな、斯う年々太どつて、おマクに脂が心臟に多く着いて、急いで歩行することも苦しいばかりか、少しく高い所へ登れば、呼吸が迫つて言語が出来ぬ様では、軍人として職務を全ふする譯にいかぬ、疾走急歩馳驅叱咤して部下を指揮せねばならぬ軍人が、其れが苦しい様では職に堪へぬと言はなければならぬ、次に僕は明治四年に文部省から陸軍省

(其頃は兵部省だが)へ出身して、其時から軍醫部の要地に坐はり、總監には松本先生、林君、橋本君と、漸次に更迭したが、次長とか副長とか云ふ役目は、いつも此の僕サ、其れから明治廿三年まで、奏任に在ること二十餘年、同年に遂に總監に陞任せられ、其年始めて開かれたる國會から、年々持出す受持分の諸案は、幸ひに議會から一度も切り込まれたことなく過ぎて來た、又た二十七八年の戦役は、未曾有の大役であつたが、衛生部の事業は先づ無事に完結し、歐米の識者までに賞められた位の次第だ、其れが爲に、戦後には思ひ懸けずも高等の勳章と爵さへも賜はり、身に餘る光榮を荷ふたのは、是れは決して僕一人の功勞でなく、衛生部一全協心戮力の結果である、随つて衛生部の上長官、士官、下士卒まで、榮譽ある勳章を賜はつた者も數百十名ある、抑も醫學を以て奉任する者に爵を賜ひ、華族に列せらるゝとい

ふは、外國にも多く類例の無いことであるのに、我國では僕が其の最先の賜を拜し、近頃に至りて更に衛生部最上の位置を中將相當にまで進められたるなどは、實に我衛生部の無上の光榮であつて、其時の首長たる僕の面目は此上もない、此事は部下に對してもまた衛生部の歴史に書いても、最早遺憾とする所がないよ、因て此上は滿は損を招くの訓もあるから、一日も早く其の椅子を後進有爲の士に譲り、益ます世運の進むと共に、我陸軍衛生の事も改良發達せしめたいと思ふのである、其れから諸君も御承知の通り、軍人は豫後備に入つても、戦時になれば一定の役務に服す可き役割がある、然るに足も腰も立たなくなるまで現役に居て、出師の時に、出てから二日か三日ではや擔架で擔がれる様では、甚だ面目ない、僕は何所までも眞の豫後備の任を全くする心得である、だから足も腰も達者でピン／＼する内に辭するの

だ、まだ僕が在職二十六年の間、部下の人物を養成したことも随分多い、故に追々位地を其等の人に譲つりて後進の進路を開くことも必要であると思ふ、幸ひに後進の士が僕の遣て來た意思を受け繼いで呉れば、僕はいつ死でも宜いのである、サア僕は實に斯う云ふ理由で今度辭職するのだよ、』

世間の辭職の四原因

『そこで世間の人の普通に辭職するのを見るに、原因が四種ある、些と行政學の講義めくがマア聞き給へ、第一が病氣辭職、是れは辭職の爲に據ろなくする辭職、第二は不平辭職、是れは同僚が進級したのに自分進まぬとか、誰れは賞金を貰ふたけれども自分は貰はぬと云ふ様な事で、自分勝手の理屈を附けて、引く者、第三は利益辭職、此れは算盤づくで、外に旨い金になる口があつて其方へ移る奴、第四は御誘

引辭職、是れは長官から諭されて引く場合、先づ大抵此の四種の外にはないが、僕のは望満ち榮足りて職を辭するのだから、之を圓滿辭職といふ積りだが、どうだい、』

圓 滿 辭 職

『斯ういふ一種特別の圓滿辭職であるから、辭表を出した其日から引籠るなどいふ雇人根情の仕打ちは僕には出来ぬ、況して後任者も來らぬ中に、一日でも局を空しくすることは、とても出来ぬ、其れだから後任者が來着くまでは無論のこと、後任者に局務を引繼ぎたる後、同道して關係の諸局部へ紹介し、其れから後も暫らくは局の片隅へ出向いて二十六年間の故紙を片附ける積りだ、畢竟陸軍衛生部の事は殆ど創設から今日までに僕が大抵種子を蒔いたのだから、其の結果の善いことも悪いことも僕の身に責任がある、だから完全に繼承して益ま

す發達改良して貰ひたいが、第一の希望であるのだ、勿論辭職後に出勸したからとて、月給を貰ふでもなければ、辯當料も出ない、然し有り難い事には武官には恩給があり、休職となりても休職俸がある、故に節儉さへすれば、新らしき書物を讀み、馬の一匹位は飼ひながら、日新の學事を研究し、又子供をも教育しつつ、宿痾を療治することが出来る、此の宿痾さへ治れば、有事の日には必ず一廉の御役には立つ積りだ、幸ひに七十まで生きれば此先はまだ十七年ある、どうぞ今一度此の禿頭を戦場の風に吹かせ、陛下の御前に戦地の衛生報告が奏上したいよ、

戦時と云へば大本營にて、陛下が御不自由を遊ばされつゝ、日清の戦役に御心を盡くさせ給ひしことや、又戦役了りて後、臣下の面々は重賞を蒙り、或は歸省或は温泉、又ずつと粹な向は、新築の妾宅など、

心や身の勞を慰するも、上御一人には一日の御休もなく、引續き戦後の經營に、大御心を勞させ玉ひ、大御心の安まる時はないに、いかに病氣があるとして、骸骨を言ふて引退するとは、其邊の事を思ひ、又戦役中に有栖川、北白川の兩殿下が、凱旋を見玉はずに薨去遊された事など、思ひ回らすと悲しくなる、醫師と華族になつたのは、醫師社會で拙者か一番の皮切、又圓滿辭職は明治政府で拙者が第一番の皮切だ、此後は續々ありませふ、辭職話は是で止ませふ、』 (明治三十年九月)

歩_二友人奥九阜所寄韻_一

圓滿辭職居士 石黒忠憲

仙方豈就_二赤松_一求、解_レ授心休身亦休、

如_レ海君恩有_二餘剩_一、閑窓又不_レ夢_二公侯_一、

一八 滑稽小説

響庭篁村翁の談

客あり篁村響庭翁を向島の閑居に訪ふ、翁は之れを小春日和の日常りよき小室に誘ひ、前日森田思軒居士の遺骸を谷中の焼場に送り、不快の氣に打たれてヒドク頭を痛めたりとて、朝來葺に在りしと聞けど、強て出で來りて面會し、談は近時の小説界に及べば、翁は相換らず愛嬌ある顔に微笑を溢らしつゝ、

滑稽小説の困難

『滑稽小説ですか、あれは近頃ナゼ出口ナゼ出ぬと批評家が催促しても、どうもソウおいそれと出ますまい、何故と云へば、苦心して滑稽をやらうと思つては、到底も滑稽にはなりません、滑稽は陽氣な飄輕（へうけい）